大阪府石油コンビナート等防災計画

平成24年3月修正

大阪府石油コンビナート等防災本部

用語の定義

この防災計画における用語の定義は、次に定めるところによる。 災 法 —— 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)をいう。 1 石 2 施 行 令 ―― 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和51年政令第129号)を いう。 災 本 部 ―― 石災法第27条第1項の規定に基づき設置された大阪府石油コンビナー 3 防 ト等防災本部をいう。 4 現 地 部 ―― 石災法第29条第1項の規定に基づき設置された大阪府石油コンビナー 本 ト等現地防災本部をいう。 5 防 災 計 画 ―― 石災法第31条第1項の規定に基づき作成された大阪府石油コンビナー ト等防災計画をいう。 6 特 別 防 災 区 域 ——— 石災法第2条第2号に定める石油コンビナート等特別防災区域をいう。 7 防 災 関 係 機 関 ――― 石災法第27条第3項第4号に定める大阪府、関係特定地方行政機関、 関係地方行政機関、関係市町・関係一部事務組合、関係公共機関及び 陸上自衛隊並びに府警察をいう。 8 関係地方行政機関 —— 近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部、近畿運輸局、大阪航空局(大阪空港事務所、関西空港事務所)及び大阪管区気象台をいう。 9 特 定 事 業 所 ――― 石災法第2条第4号及び第5号に定める第1種事業所及び第2種事業所 をいう。 10 その他事業所 ―― 特別防災区域内に所在する特定事業所以外の事業所をいう。 11 防災関係機関等 ―― 防災関係機関に特定事業所及びその他事業所を加えたものをいう。 12 特定事業所等 — 特定事業所及びその他事業所をいう。 13 特 定 事 業 者 ――― 石災法第2条第9号に定める第1種事業者及び第2種事業者をいう。 14 地域防災計画 ――― 災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第2条第10号に定める 計画をいう。 15 災害対策本部 ――― 災害対策基本法第23条第1項に定める災害対策本部をいう。 16 災 害 ―― 石災法第2条第3号に定める災害をいう。 17 大容量泡放射システム ――― 施行令第13条第1項の大容量泡放水砲及び第3項の大容量泡放水砲用 防災資機材等並びに第14条第5項の大容量泡放水砲用泡消火薬剤をい

う。

目次

第1章 約	※則	1
第1節	目的	1
第2節	基本方針	2
第3節	計画の修正	3
第4節	防災上の配慮	4
第5節	特別防災区域の概要	5
第1	特別防災区域の指定	5
第2	各地区の位置、面積等	5
第6節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	13
第7節	防災に関する調査・研究	1 9
第2章 翁	且織	2 0
第1節	防災本部	2 0
第2節	自衛防災組織・共同防災組織及び広域共同防災組織	2 4
第1	自衛防災組織	2 4
第2	共同防災組織	2 4
第3	広域共同防災組織	2 5
第3節	特別防災区域協議会	2 8
第4節	広域共同防災協議会	2 9
第5節	防災協力体制等	3 (
第1	防災協力体制	3 (
第2	防災資機材の調達	3 (
第6節	連絡協議会	3 3
第3章 第	災害想定	3 2
第1節	特別防災区域における想定災害	3 2
第1	陸上災害	3 2
第2	海上災害	3 2
第2節	平常時に想定される災害	3 3
第3節	地震、津波その他の異常な自然現象により想定される災害	3 4
第1	「石油コンビナート区域等防災対策調査」(平成8年度)による想定災害	3 4
第2	「石油コンビナート等特別防災区域防災対策調査」(平成 15 年度)による	
	想定災害等	3 6
第3	東日本大震災を踏まえた災害想定	3 8
第4	防災対策における今後の課題	3 8
第4節	関西国際空港地区に係る災害	3 9

第4章 第	段害予防対策	4 0
第1節	陸上災害予防対策の推進	4 0
第1	特定事業者の予防対策	4 0
第2	防災関係機関の予防対策	4 3
第3	航空機事故による産業災害の予防対策	4 3
第2節	海上災害予防対策の推進	4 5
第1	特定事業者の予防対策	4 5
第2	防災関係機関の予防対策	4 5
第3節	自然災害予防対策の推進	4 6
第1	地震災害予防対策	4 6
第2	津波災害予防対策	4 7
第3	その他の異常な自然現象により生じる災害の予防対策	4 8
第4節	関西国際空港地区に係る災害予防対策の推進	4 9
第1	陸上災害予防対策	4 9
第2	海上災害予防対策	4 9
第3	自然災害予防対策	4 9
第4	航空機事故による災害予防対策	4 9
第5節	防災施設・資機材等の整備	5 0
第1	特定事業者の対策	5 0
第2	防災関係機関の対策	5 0
第6節	防災教育及び防災訓練の実施	5 1
第1	防災教育	5 1
第2	防災訓練	5 2
第5章 第	《害応急活動	5 5
第1節	防災体制	5 5
第1	防災本部	5 5
第2	現地本部	5 8
第3	防災関係機関等	6 1
第2節	異常現象の通報及び災害情報の収集伝達	63
第1	特定事業所の措置	63
第2	消防機関等の措置	6 4
第3	防災本部の措置	6 4
第4	災害応急措置の概要等の報告	6 6
第3節	気象予警報等の伝達	6 7
第4節	陸上災害応急活動	7 1
第1	特定事業者の措置	7 1
第2	防災関係機関の措置	7 1

第3	災害別応急活動	7 2
第5節	海上災害応急活動	7 3
第1	特定事業者の措置	7 3
第2	防災関係機関の措置	7 3
第3	災害別応急活動	7 4
第6節	自然災害応急活動	7 5
第1	地震災害応急活動	7 5
第2	津波災害応急活動	7 5
第3	その他の異常な自然現象により生じる災害の応急活動	7 6
第7節	関西国際空港地区に係る災害応急活動	7 7
第1	陸上災害応急活動	7 7
第2	海上災害応急活動	7 7
第3	自然災害応急活動	7 7
第4	航空機事故による災害応急活動	7 7
第8節	災害通信応急活動	8 1
第1	通信窓口の指定	8 1
第2	無線通信設備による通信連絡	8 1
第3	通信手段の確保	8 1
第9節	災害広報	8 2
第1	実施機関	8 2
第2	広報事項	8 2
第3	広報手段	8 3
第 10 節	避難誘導	8 4
第1	避難誘導	8 4
第2	警戒区域の設定	8 6
第 11 節	救助・救急活動	8 7
第 12 節	医療救護活動	8 8
第1	医療情報の収集・提供活動	8 8
第2	現地医療対策	8 8
第3	後方医療対策	9 0
第4	医薬品等の確保・供給活動	9 1
第5	個別疾病対策	9 1
第 13 節	交通規制・緊急輸送活動	9 2
第1	交通規制	9 2
第2	緊急輸送活動	93
第 14 節	自衛隊の災害派遣	9 4
第1	知事の派遣要請	9 4

	第2	要請を待ついとまがない場合の災害派遣	-	9	4
	第3	派遣部隊の受け入れ	-	9	4
	第4	派遣部隊の活動	-	9	5
	第5	撤収要請	-	9	5
穿	等 15 餌	災害時における防災関係機関等以外の地方公共団体等			
		に対する応援要請	-	9	6
第6	6章 :	公共施設の災害復旧	-	9	7
第7	7 章	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する措置	-	9	8
第	第1節	総則	-	9	8
	第1	目的	-	9	8
	第2	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	-	9	8
穿	第2節	組織	-	9	9
穿	第3節	地震防災上必要な予防対策	1	0	0
	第1	特定事業所等の措置	1	0	0
	第2	防災関係機関の措置	1	0	0
	第3	防災教育及び訓練に関する事項	1	0	0
	第4	啓発及び広報に関する事項	1	0	1
第	94節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	1	0	2
第	95節	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	1	0	3
	第1	津波からの防護のための施設の整備等	1	0	3
	第2	津波に関する情報の伝達等	1	0	3
	第3	堺泉北臨海地区からの円滑な避難の確保	1	0	3
穿	96節	地震発生時の応急対策	1	0	4
	第1	特定事業所等の措置	1	0	4
	第2	防災関係機関の措置	1	0	4
付	編	東海地震の警戒宣言に伴う対応	1	0	5
第	91節	総則	1	0	5
	第1	目的	1	0	5
	第2	基本方針	1	0	5
穿	第2節	東海地震注意情報発令時の措置	1	0	6
	第1	東海地震注意情報の伝達	1	0	6
	第2	警戒態勢の準備	1	0	6
穿	第3節	警戒宣言発令時の対応措置	1	0	7
	第1	東海地震予知情報等の伝達	1	0	7
	第2	警戒態勢の確立	1	0	8
	第3	海上警備・交通対策	1	0	8

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。)第31条の規定に基づき、特別防災区域に指定された大阪北港地区、堺泉北臨海地区、関西国際空港地区及び岬地区に係る災害の未然防止と発生した災害の拡大を防止するため、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務を明確にするとともに、災害の予防対策及び応急活動等必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、もって特別防災区域に係る災害から府民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 基本方針

特別防災区域に係る災害は、火事、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、 津波その他の異常な自然現象により生じる被害で、大規模かつ特殊な態様となる可能性があり、 かつ周辺地域に重大な影響を及ぼすおそれがある。本計画の作成に当たっては、府民の安全を優 先すること、並びに防災関係機関等の相互連携による防災活動の一体化を図ることを基本方針と し、次の諸点について配慮するものとする。

1 防災関係機関等は、特別防災区域に係る災害の特殊性を考慮し、災害の発生を未然に防止するための予防対策の充実を図るとともに、災害発生時の初期防災活動に全力をあげて取り組む。

また、相互に緊密な連携を図り、特別防災区域における一体的な防災体制の整備に努める。

- 2 特定事業者は、災害の発生及び拡大の防止に関し万全の措置を講ずべき責務を自覚し、この計画に基づいて具体的措置を実施し、防災体制の充実強化に努める。
- 3 防災関係機関は、この計画に基づいて具体的措置を実施し、防災体制の充実強化に努める。
- 4 この計画は、災害対策基本法、消防法、高圧ガス保安法その他の防災関係法令と十分調整を図り運用するものとし、この計画に定めのない事項は、災害の状況に応じ、大阪府地域防災計画及び関係市町地域防災計画等の関連事項を準用するなど、緊密な連携のもとに円滑な運用を図る。
- 5 この計画の目的を果たすため、防災関係機関等は、平素から調査研究、情報の交換、訓練 の実施、その他の方法により、この計画の習熟に努める。

第3節 計画の修正

この計画を現状に即したものとするため、常に検討を加え、必要があるときは修正する。 修正は、原則として次の手順で行う。

- 1 修正を必要とする防災関係機関等は、修正すべき内容及び資料を大阪府石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)へ提出する。
- 2 防災本部は、提出された修正内容及び資料をとりまとめ、防災計画修正原案を作成する。
- 3 防災本部幹事会は、防災計画修正原案を審議し、防災本部会議に提出する防災計画修正案 を作成する。なお、軽易な事項の修正は、防災本部常任幹事会でこれを行う。 また、作成に当たっては、必要により専門員の意見を聞く。
- 4 防災本部は、防災本部会議を開催し、本計画を修正する。
- 5 防災本部は、石災法第31条第4項の規定に基づき、修正した本計画を主務大臣に提出 する。
- 6 防災本部は、石災法第31条第4項の規定に基づき、修正した本計画の要旨を公表する。

第4節 防災上の配慮

防災関係機関等は、特別防災区域に係る災害の特殊性を考慮し、諸施策において、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮し、府民の生命、身体及び財産の保護に努めなければならない。

一方、石災法が制定・施行されてから約30年が経過し、社会経済情勢が大きく転換する中で、 石油コンビナートを形成している産業についても変化が求められ、産業構造の変革や再編が進ん でいる。また、大阪湾臨海地域開発整備法が平成4年12月に制定され、大阪府及び大阪市は臨 海地域における総合的な整備計画を策定し、多機能分散型の国土形成を図ることとされており、 防災対策と開発事業の整合が求められている。

このような状況のもとで、特別防災区域内においても、工場用地の合理化、再開発、遊休地の活用等により、不特定多数の者が利用する施設の設置が見込まれる。これらの施設は、直接的には石油コンビナート等災害防止法令による規制を受けるものではないものの、事業実施者及び防災関係機関等は、危険物施設等の災害によってこれらの施設が受ける影響、不特定多数の者の避難、消防活動等について、事前に十分協議検討し、所要の防災対策を実施するよう努めなければならない。

また、防災関係機関等は、時代の変化に即し、それぞれの特別防災区域の現況を十分把握し、的確な災害の予防対策や応急活動が行えるよう相互の連携を深め、府民の安全確保に努めなければならない。

第5節 特別防災区域の概要

特別防災区域は、大阪北港地区、堺泉北臨海地区、関西国際空港地区及び岬地区の4地区であり、それぞれの地区の位置、面積、事業所数、石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量の概要は、次のとおりである。

(図1-1 特別防災区域の位置図、表1 特別防災区域の概況)

第1 特別防災区域の指定

特別防災区域の指定は、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令(昭和51年政令第192号)及び石油コンビナート等特別防災区域を指定する主務大臣の定める区域を定める告示(昭和51年通商産業省・自治省告示第1号)による。

資料1-1 特別防災区域を指定する政令(昭和51年政令第192号)及び告示 (昭和51年通商産業省・自治省告示第1号)の(抄)(資料編)

第2 各地区の位置、面積等

1 大阪北港地区

大阪北港地区は、大阪市此花区の西部に位置し、大阪港、淀川、正蓮寺川及び安治川に面し、その面積は約360万m²である。

当地区内の事業所の主な業種は、石油貯蔵をはじめ、有機化学工業製品の製造、製鋼、金属製品製造業等であり、石油化学、石油精製等の大規模な事業所は存在しない。当地区内の事業所の配置については、石油貯蔵所は西端部に位置し、市街地との間には、石油関係以外の鉄鋼、金属等の事業所が配置されている。(当地区は、図1-2のとおりである。)

2 堺泉北臨海地区

堺泉北臨海地区は、堺市、高石市及び泉大津市の臨海部に位置する堺泉北臨海工業地帯の大部分を占める地域で、大阪湾及び大和川に面し、その面積は約 1,801万m²である。

当地区内の事業所の主な業種は、石油精製、石油化学、石油貯蔵、製鋼、ガス、電気業等の重化学工業であり、これらの事業所が石油コンビナート地帯を形成して、多量の石油、高圧ガス等を貯蔵し、取扱い、処理している。

当地区と隣接市街地との間には、造成当初から公園、道路、水路等の遮断帯が設けられている。(当地区は、図1-3のとおりである。)

3 関西国際空港地区

関西国際空港地区は、泉佐野市、田尻町及び泉南市の沖約5kmの海上埋立地に位置し、その面積は約803万m²である。

当地区内は、空港に関連する事業所で占められており、貯蔵、取り扱っている石油類は、主として航空機用及び発電機補助ボイラー用の燃料であり、石油化学、石油精製等の事業所は存在しない。

当地区は、道路及び鉄道を併用した長さ3.75 kmの空港連絡橋で泉佐野市と結ばれている。(当地区は、図1-4のとおりである。)

4 岬地区

岬地区は、岬町の臨海部に位置し、その面積は約56万m²である。

当地区内の事業所の業種は電気業であり、主として発電用燃料の石油類を貯蔵し、取り扱っている。

当地区と民家の境界付近には、低い丘陵地帯と事務管理施設等が遮断帯として配置されている。(当地区は、図1-5のとおりである。)

なお、当地区内の事業所は、平成17年12月から長期計画停止を開始し、高圧ガス保安 法に係る高圧ガス製造設備、高圧ガス貯蔵設備を廃止している。

表 1 特別防災区域の概況

平成23年4月現在

区		5災区域の名称	大阪北港地区	堺泉北岡	富海地区	関西国際 空港地区	岬地区
均	也区面和	責 (万m²)	3 6 0	1, 8	3 0 1	803	5 6
	所在市(区)名		大阪市此花区	堺市堺区・西区 高石市及び泉大津市		泉佐野市、 泉南市及び 泉南郡田尻町	泉南郡岬町
	公設消防機関名		大阪市消防局	堺市消防局	泉大津市 消防本部	泉佐野市 消防本部	阪南岬 消防組合 消防本部
	(内	1 種事業所数 レイアウト規 対象事業所数)	2 (0)	18 (9)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
事	第:	2種事業所数	1 2	1 1	6	0	0
業所	特	定事業所計	1 4	2 9	6	1	1
数	その他事業所数		5 3 2	767	6 0	1 1	0
	事	業所総数	5 4 6	796	7 7	1 2	1
	共同防災組織数		1	93	1	0	0
貯蔵	由類の ・取	石油 (kl)	285, 440	6, 411, 495	16, 899	198, 426	221, 046
	は及び Eガス E量	高圧ガス (千Nm³)	461	1, 314, 904	3	0	0

図1-1 特別防災地区の位置

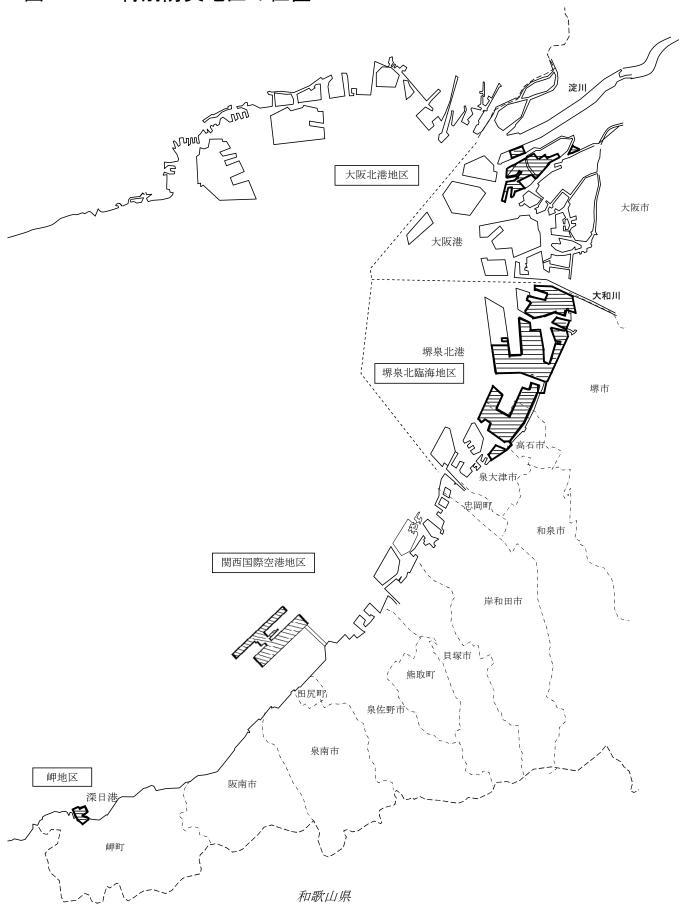


図1-2 大阪北港地区配置図

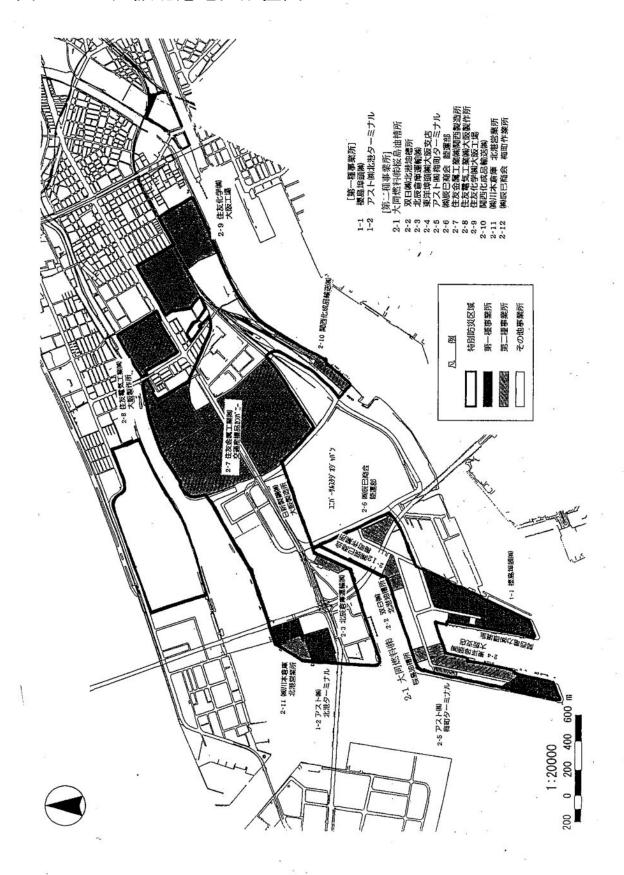


図1-3 堺泉北臨海地区配置地図

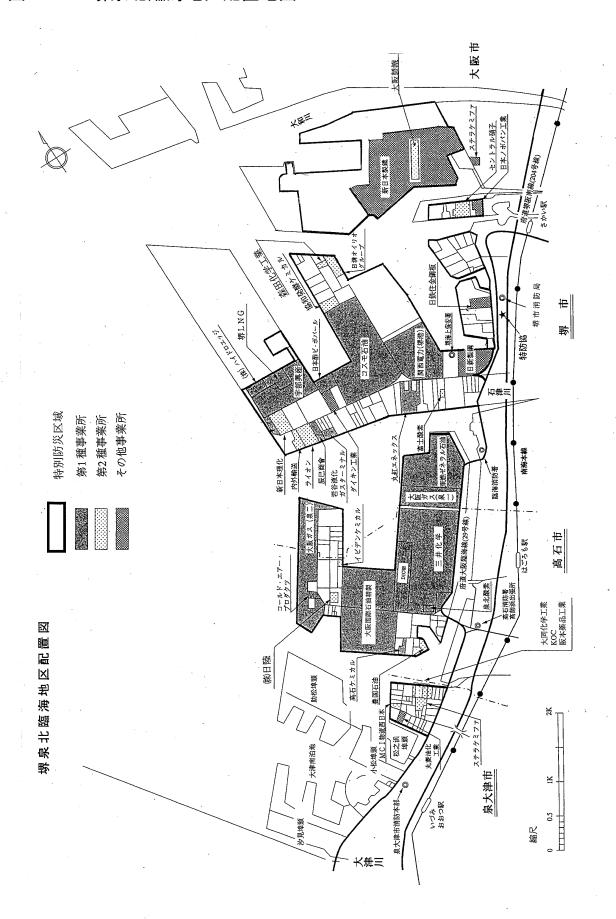


図1-4 関西国際空港地区配置図



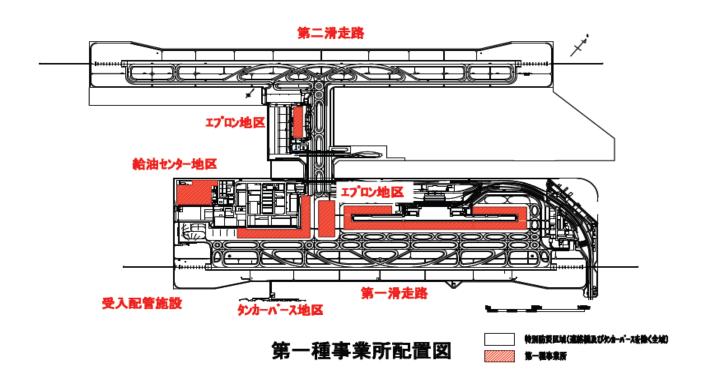
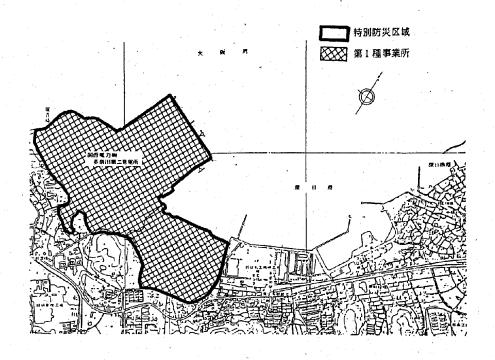


図 1-5 岬地区配置図



資料1-2 特別防災区域の沿革(資料編)

資料1-3 特別防災区域別危険物施設等の貯蔵量等一覧表(資料編)

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務 又は業務の大綱

特別防災区域に係る災害の予防対策や応急活動等に関し、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1 大阪府 (以下「府」という。)(1) 政策企画部 □国に対する緊急要望に関すること □報道機関との放送協定に基づく緊急放送に関すること □報道機関との連絡に関すること
(2) 政策企画部危機管理室(危機管理課・消防防災課) □府の防災対策の総合調整に関すること □大阪府災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること □消防計画の指導に関すること □消防力の強化に関すること □危険物の防災対策に関すること □防災行政無線の整備等に関すること □災害救助法に関すること □対助物資等の緊急輸送に関すること □他府県との相互応援に関すること □消火活動に係る広域応援に関すること □自衛隊との連絡、調整に関すること □津波対策に関すること
(3) 政策企画部危機管理室(保安対策課) □防災本部に係る事務に関すること □防災本部等防災対策組織の整備に関すること □現地本部の設置に関すること □防災に係る教育、訓練に関すること □防災関係機関等との調整に関すること □被害情報の収集・伝達に関すること □避難収容に関すること □対助・救急活動に関すること □災害用物資・資機材の備蓄及び調達に関すること □災害記録に関すること □大阪府特別防災区域連絡協議会に係る事務に関すること □高圧ガス・火薬類の防災対策に関すること
(4) 総務部 □災害対策関係予算その他財務に関すること □車両の調達計画に関すること □国・市町との連絡に関すること □災害時における職員の服務等に関すること □職員参集状況の把握に関すること □災害時における他部局及び市町村の応援に関すること □被災市町の行財政の指導、資金措置に関すること

	□府税の減免に関すること
(5	5) 府民文化部 □災害広報に関すること □府民からの相談に関すること
(6	 ○ 健康医療部 □災害時の医療体制の整備計画に関すること □毒物・劇物の災害予防に関すること □民間医療施設の防災計画に関すること □医師会等の協定に関すること □災害時の死体処理に係る埋葬計画に関すること □救急体制の充実に関すること □災害時における保健衛生に関すること □医療救護班の活動に関すること □給水活動の実施に関すること □給水活動の実施に関すること □対急医療情報センターの情報把握に関すること
(7	7) 環境農林水産部 □自然環境の保全と回復に係る施策の調整及び推進に関すること □農林水産施設の防災計画に関すること □漁業協同組合等との連絡調整に関すること □漁港施設対策に関すること □被災農林、漁業者に対する災害融資に関すること □地盤沈下対策に関すること □廃棄物の処理に関すること
3)	8) 都市整備部 □道路の整備に関すること □道路交通の確保に関すること □港湾区域内における流出油の防除等に関すること □公共土木施設等の二次災害の防止に関すること □災害復旧事業に関すること □災害復旧事業に係わる市町指導に関すること
2	大阪府警察(以下「府警察」という。) □災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること □被災者の救出救助及び避難指示に関すること □交通規制・管制に関すること □広域応援等の要請・受入れに関すること □遺体の検視(見分)等の措置に関すること □犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること □災害資機材の整備に関すること
3	大阪市、堺市、高石市、泉大津市、泉佐野市、泉南市、田尻町、岬町(以下「市町」という。) □防災対策の組織の整備に関すること □防災のための教育及び訓練に関すること

	□防災施設の整備に関すること
	□防災に必要な資機材の整備、備蓄に関すること
	□給水体制の整備に関すること
	□生活必需品の備蓄に関すること
	□応急食糧の備蓄に関すること
	□特定事業所に対する指導に関すること
	□防災思想の普及等に関すること
	□災害時における応援協定に関すること
	□現地本部の運営に関すること
	□避難の指示、勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること
	□警戒区域の設定に関すること
	□災害時における保健衛生に関すること
	□被災児童、生徒の応急教育に関すること
	□災害に関する予警報の連絡・発令・周知に関すること
	□災害に関する被害調査と報告に関すること
	□災害広報に関すること
	□救助、救護に関すること
	□復旧資機材の確保に関すること
	□災害対策要員の確保・動員に関すること
	□災害時における交通、輸送の確保に関すること
	□各種復旧事業の推進に関すること
	□災害融資等に関すること
	□港湾区域内における流出油の防除等に関すること(港湾管理者)
4	大阪市消防局、堺市消防局、泉大津市消防本部、泉佐野市消防本部、泉南市消防本部、 反南岬消防組合消防本部(以下「消防機関」という。) □防災のための教育及び訓練に関すること □消防施設及び防災資機材の整備、備蓄に関すること □特定事業所の防災に係る指導に関すること □災害時における相互応援に関すること □災害時の消防・救助・救急活動に関すること □火災警戒区域の設定に関すること □被害及び災害原因調査に関すること
5 (1	特定地方行政機関 1) 近畿管区警察局 □管区内各府県警察の指導・調整に関すること □他管区警察局との連携に関すること □情報の収集及び連絡に関すること □警察通信の運用に関すること
(2	2) 中部近畿産業保安監督部近畿支部 □火薬・高圧ガス・液化石油ガス・石油及び電気施設等の保安確保対策の推進に関すること □所掌事業者等に対する予防体制確立の指導等に関すること
(3	B) 近畿地方整備局 □港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること □緊急物資及び人員輸送活動に関すること

	□海上の流出油に対する防除措置に関すること □港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関すること □直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること □応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること □指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること □直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること □災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること □直轄公共土木施設等の二次災害の防止に関すること □被災公共土木施設の復旧に関すること
(4	大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地(以下「海上保安機関」という。) □現地本部の運営に関すること □海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること □流出油防除資機材の備蓄及び油防除組織の育成指導に関すること □危険物積載船舶等の災害予防対策に関すること □海難救助体制の整備に関すること □海上交通の制限に関すること □避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること □海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること □人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること □海上交通の安全の確保及び海上の治安の維持に関すること
((5) 大阪労働局・署(以下「労働基準監督機関」という。) □特定事業所の災害防止のための指導監督に関すること □産業災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること □労働者の業務上の災害補償保険に関すること
6	関係地方行政機関 (1) 近畿経済産業局 □工業用水道の復旧対策の推進に関すること □所管事業者等に対する予防体制確立の指導等に関すること □生活必需品等の調達体制の整備に関すること □災害対策物資の適正な価格の確保及び円滑な供給に関すること □罹災事業者の業務の正常な運営確保に関すること □生活必需品・復旧資材等の供給の確保に関すること □電気・ガス事業に関する復旧対策の推進に関すること □被災中小企業の復旧資金の確保・あっせん等に関すること
((2) 近畿運輸局 □所管する交通施設及び設備の整備についての指導に関すること □災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること □災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整に関すること □災害時における貨物輸送に係る貨物運送事業者に対する協力要請に関すること □特に必要があると認める場合の輸送命令に関すること □災害時における交通機関利用者への情報の提供に関すること
((3) 大阪航空局(大阪空港事務所、関西空港事務所) □指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること

	□航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること □空港施設の応急点検体制の整備に関すること □災害時における航空機輸送の安全確保に関すること □遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること
	(4) 大阪管区気象台 □気象状況の観測設備の整備に関すること □防災気象知識の普及に関すること □災害に係る気象・地象・水象等に関する予警報の発表及び伝達に関すること
7	自衛隊(陸上自衛隊第三師団) □本計画に係る訓練の参加協力に関すること □府・市町その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関するこ。
8	指定公共機関 (1) 日本赤十字社(大阪府支部) □災害医療体制の整備に関すること □災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること □災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること □避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること □救助物資の備蓄に関すること
	(2) 社団法人大阪府医師会及び地元市区医師会 □災害時における医療救護の活動に関すること □負傷者に対する医療活動に関すること
	(3) 日本放送協会(大阪放送局) □防災知識の普及等に関すること □災害時における放送の確保対策に関すること □緊急放送・広報体制の整備に関すること □気象予警報等の放送周知に関すること □避難所等への受信機の貸与に関すること □災害時における広報に関すること □災害時における放送の確保に関すること □災害時における安否情報の提供に関すること
	(4) 西日本電信電話株式会社(大阪支店) □電気通信設備の整備と防災管理に関すること □応急復旧用通信施設の整備に関すること □津波警報、気象警報の伝達に関すること □災害時における重要通信に関すること □災害関係電報・電話料金の減免に関すること □被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること
	(5) 関西国際空港株式会社 □空港島の航空機災害の予防に関すること □空港施設の応急点検体制の整備に関すること □空港島の航空機災害の応急活動に関すること

□災害時における輸送確保に協力すること
□災害時における航空機輸送の安全確保と空港施設の機能確保に関すること
特定事業所
□防災関係法令の遵守に関すること
□防災規程等の作成と周知徹底に関すること
□防災のための教育及び訓練の実施に関すること
□特定防災施設等の設置及び維持管理に関すること
□防災資機材等の整備及び点検に関すること
□危険物施設等の安全管理と保安点検に関すること
□自衛防災組織及び共同防災組織並びに広域共同防災組織の整備及び災害応急措置の実
施に関すること
□安全操業の確保及び労働安全の徹底に関すること
□特別防災区域協議会の設置・運営及び相互応援体制の確立に関すること
□異常現象の通報に関すること
□災害応急措置の概要等の報告に関すること
□災害状況の把握と関係機関に対する連絡及び情報提供に関すること
□災害広報に関すること
□防災業務の実施の状況報告に関すること

10 その他事業所

9

その他事業所は、関係法令に基づいて、防災組織及び防災資機材の整備・充実、特別防災 区域協議会への参加等、防災体制の強化を図るとともに、災害時においては、防災関係機関 及び特定事業所の行う防災活動に積極的に協力する。

第7節 防災に関する調査・研究

特別防災区域においては、石油、高圧ガスその他の危険物が大量に集積されており、他の地域とは異なる災害の規模、態様に発展する危険性が内在している。このため、防災関係機関等は、特別防災区域の実態把握、災害想定、防災施設及び防災資機材の改良、有効な災害防止活動方法等について調査研究を積極的に実施するものとする。

資料1-4 防災関係機関等における調査・研究一覧(資料編)

第2章 組 織

第1節 防災本部

府に常設機関として、防災本部を設置し、本部長、本部員、幹事(常任幹事)をもって組織する。 防災本部は、特別防災区域に係る災害の未然防止及び拡大防止を図るため、防災計画の作成、 災害時等における情報の収集、伝達及び応急活動等を積極的に推進する。

政策企画部危機管理室保安対策課が防災本部の事務処理を行う。

1 防災本部

(1) 組織

本部長:大阪府知事

本部長に事故があるときは、副知事(危機管理担当)が、その職務を代理する。

表2-1 大阪府石油コンビナート等防災本部本部員・幹事等一覧表

区分	機関名等	本部員	幹事 ※常任幹事
1号	近畿管区警察局	局長	広域調整部災害対策官
	中部近畿産業保安監督部	支部長	保安課長 ※
	近畿支部		電力安全課長
	近畿地方整備局	局長	防災対策官
			沿岸域管理官
	大阪海上保安監部	監部長	警備救難課長 ※
			航行安全課長
			堺海上保安署長
			岸和田海上保安署長
	大阪労働局	局長	安全課長 ※
2号	陸上自衛隊第三師団	師団長	第三部長
3号	大阪府警察本部	本部長	警備課長 ※
			生活環境課長
4号	大阪府	副知事(危機管理担当)	
		危機管理監	
		政策企画部長	
		報道長	企画室参事(報道担当)
		政策企画部危機管理室長	危機管理課長
			消防防災課長 ※
			保安対策課長 ※
		総務部長	財政課長
			市町村課長
		府民文化部長	広報広聴担当課長
		健康医療部長	保健医療室長
			薬務課長 ※
		環境農林水産部長	水産課長
		都市整備部長	港湾局総務企画課長 ※
			事業管理室長

区分	機関名等	本部員	幹 事 ※常任幹事		
5号	大阪市	市長	危機管理室危機管理課長 ※		
			港湾局海務担当課長		
	堺市	市長	危機管理室危機管理課長※		
	高石市	市長	危機管理課長 ※		
	泉大津市	市長	危機管理課長 ※		
	泉佐野市	市長	市民協働課長 ※		
	泉南市	市長	政策推進課長 ※		
	田尻町	町長	企画人権課長 ※		
	岬町	町長	まちづくり戦略室危機管理監 ※		
6 号	阪南市	市長	危機管理課長 ※		
7号	大阪市消防局	局長	予防部規制課長 ※		
	堺市消防局 局長		警防部警防課長		
			予防部予防查察課長 ※		
			予防部指導課長		
			警防部警防課長		
	泉大津市消防本部	消防長	警防課長 ※		
	泉佐野市消防本部	消防長	警備課長		
			予防課長 ※		
	泉南市消防本部	消防長	予防課長		
	阪南岬消防組合消防本部	消防長	警備課長		
			予防課長 ※		

区分	機関名等	本部員	幹 事 ※常任幹事
8号	大阪北港地区	大阪北港地区防災協議会長	住友化学㈱大阪工場
			環境安全部長 ※
			アスト㈱北港ターミナル
			所長
			櫻島埠頭(株)
			取締役
	堺泉北臨海地区	堺・泉北臨海特別防災地区	コスモ石油㈱堺製油所
		協議会長	安全環境室担当課長 ※
			DIC㈱堺工場
			環境安全品質グループリーダー
			大阪国際石油精製㈱大阪製油所
			環境安全グループマネージャー
			日本酢ビ・ポバール(株)
			環境保安室長
			三井化学㈱大阪工場
			安全・環境部長
			東燃ゼネラル石油㈱堺工場
			環境安全部長
			宇部興産㈱堺工場
			環境安全グループリーダー
	関西国際空港地区	関西国際空港㈱	関西国際空港㈱
		常務取締役	セキュリティ部長※
	岬地区	多奈川第二発電所長	関西電力㈱堺港発電所
			計画課長 ※
9号	近畿経済産業局	局長	総務課長 ※
	近畿運輸局	局長	安全防災・危機管理調整官
			大阪運輸支局長
	大阪航空局関西空港事務所	空港長	総務部長
	関西空港海上保安航空基地	基地長	警備救難課長 ※
	大阪管区気象台	台長	技術部次長
	日本赤十字社大阪府支部	事務局長	事業課長
	社団法人大阪府医師会	会長	理事
	日本放送協会大阪放送局	副局長	報道部長
	西日本電信電話㈱大阪支店	支店長	災害対策室長

合 計 本部員: 45名 幹事: 68名(常任幹事28名)

- (注) (1) 一覧表中の区分は、石災法第28条第5項の各号による。
 - (2) 防災本部に、専門員(防災関係機関等の職員及び学識経験者のうちから知事が任命する者) を置くことができる。

(2) 業務

防災本部は、次の業務を行う。

- ア 防災計画の作成、実施に関すること
- イ 防災に関する調査、研究に関すること
- ウ 防災に関する情報の収集、伝達に関すること
- エ 災害応急活動及び災害復旧に係る連絡調整に関すること
- オ 現地本部に対する指示に関すること
- カ 国の行政機関(関係特定地方行政機関を除く)及び他の都道府県との連絡に関すること
- キ その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施に関すること
 - 資料2-1 大阪府石油コンビナート等防災本部条例(資料編)
 - 資料2-2 大阪府石油コンビナート等防災本部運営要綱(資料編)

第2節 自衛防災組織・共同防災組織 及び広域共同防災組織

特定事業者は、自衛防災組織を設置し、防災規程を定めるとともに、防災要員を置き、防災資機材等を備え付けなければならない。また、防災管理者を選任して自衛防災組織を統括させ、防災体制の確立に努めるものとする。

共同防災組織を設置した場合には、共同防災規程を定め、自衛防災組織と一体となり、防災活動を行うものとする。

広域共同防災組織を設置した場合には、広域共同防災規程及び警防計画等を定め、自衛・共同 防災組織と一体となり、大容量泡放射システムを用いて、防災活動を行うものとする。

なお、これら組織の整備に当たっては、指揮命令系統、任務及び活動基準を明確にし、特に、 夜間、休日の連絡及び活動体制を確立するものとする。

第1 自衛防災組織

- 1 業務
 - (1) 予防活動
 - ア 製造施設等の現況、機器の性能等の調査・把握
 - イ 防災資機材等の点検・整備
 - ウ その他防災活動上必要な事項
 - (2) 情報伝達
 - ア 消防機関への涌報
 - イ 関係事業所及び隣接事業所に対する非常通報
 - ウ 消防機関到着時における情報の提供
 - エ 地域住民に対する災害広報
 - (3) 応急活動
 - ア 火災、危険物の流出事故等に対する応急措置及び応急活動の実施
 - イ 負傷者等の救出・救護
 - ウ 職員の避難誘導(津波警報発令時の事業所外への避難誘導を含む)
 - エ 防災資機材の調達
- 2 班別及び任務分担

班別及び任務分担の例 ⇒ 資料2-3 自衛防災組織の班別及び任務分担表(資料編)

第2 共同防災組織

- 1 業務
 - (1) 防災資機材等の点検・整備
 - (2) 火災、危険物の流出事故等に対する応急措置及び防災活動の実施
 - (3) 負傷者等の救出・救護
 - (4) 自衛防災組織等との防災活動の分担・調整
 - (5) その他防災活動上必要な事項
- 2 組織

組織の例及び設立状況 ⇒ 資料2-4 共同防災組織表(資料編)

資料2-5 共同防災組織の設立状況(資料編)

第3 広域共同防災組織

1 業務

(1) 広域防災活動の実施

堺泉北臨海、岬、和歌山北部臨海中部、和歌山北部臨海南部、御坊の特別防災地区の特定事業所における直径34m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンク(以下「広域共同防災活動対象施設」という。)の全面火災等の発災時における大容量泡放射システムを用いた防災活動の実施

- (2) 防災訓練の計画及び実施
- (3) 大容量泡放射システム防災要員の教育計画の策定と実施
- (4) 防災資機材等の点検・整備
- (5) その他防災活動上必要な事項

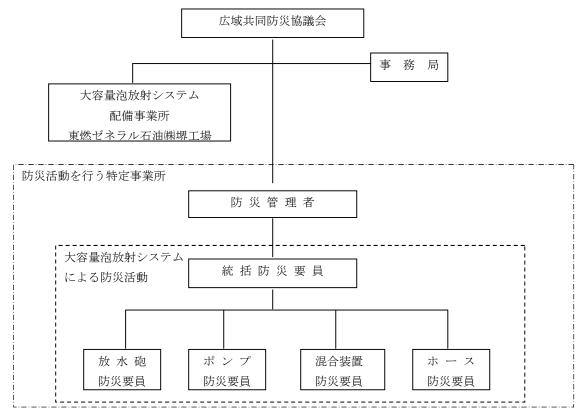
2 組織

(1) 広域共同防災組織構成事業所

【 7社10事業所 】

構成事業所				
名 称	住 所			
関西電力㈱ 多奈川第二発電所	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川 1905-12			
コスモ石油㈱ 堺製油所	大阪府堺市西区築港新町3丁16番地			
大阪国際石油精製㈱ 大阪製油所	大阪府高石市高砂2丁目1番地			
東燃ゼネラル石油㈱ 堺工場	大阪府堺市西区築港浜寺町1番地			
丸紅エネックス㈱ 堺ターミナル	大阪府堺市西区築港新町2丁2番地			
三井化学㈱ 大阪工場	大阪府高石市高砂1丁目6番地			
関西電力㈱ 海南発電所	和歌山県海南市船尾字中浜 260 番地の 96			
関西電力㈱ 御坊発電所	和歌山県御坊市塩屋町南塩屋字富島1-3			
東燃ゼネラル石油㈱ 和歌山工場	和歌山県有田市初島町浜 1000 番地			
和歌山石油精製㈱ 大崎貯油基地	和歌山県海南市下津町大崎字白神 1034 番			

(2) 広域共同防災組織図



3 広域共同防災活動対象施設

府県	特別防災区域	特定事業所	浮き屋根式屋外貯蔵タンク			
			対象 基数 〔基〕	最大 直径 〔m〕	直径・基数	
					34m~ 60m	60m 以上
大阪府	堺泉北臨海地区	丸紅エネックス㈱ 堺ターミナル	2	67.4	0	2
		コスモ石油㈱ 堺製油所	14(2)	98	3	11
		東燃ゼネラル石油㈱ 堺工場	18	89	8	10
		三井化学㈱ 大阪工場	4	56.2	4	0
		大阪国際石油精製㈱ 大阪製油所	20(1)	66.8	11	9
	岬地区	関西電力㈱ 多奈川第二発電所	6(6)	44	6	0
和歌山県	和歌山北部臨海中部地区	関西電力㈱ 海南発電所	7	52.3	7	0
	和歌山北部臨海南部地区	東燃ゼネラル石油㈱ 和歌山工場	45	81.6	20	25
		和歌山石油精製㈱ 大崎貯油基地	5	74.6	0	5
	御坊地区	関西電力㈱ 御坊発電所	4	63.1	0	4
	合計対象基数			_	59	66

(): 休止中タンク

4 広域共同防災組織の活動基準

広域共同防災組織における活動基準は、次の通りとする。

(1) 大容量泡放射システムの共同配備事業所 東燃ゼネラル石油㈱堺工場 〔堺市西区築港浜寺町1番地〕

(2) 大容量泡放射システムの配備状況

数量	能力等	
2 砲	/ンアスピレート型〔20,000~40,000 ℓ /分〕可変	
3 台	20,000 ℓ /分	
6 台	10,000 ℓ /分	
1 台	MAX 800 ℓ /分	
4 5 0 0 m	300A : 150m×18本、100m×3本、50m×3本	
4,590 m	150A : 30m×48本	
7 2 KQ	メガフォーム CV-1(1%型)・1K0 トート×72個	
1 個	20,000 ℓ	
5 着	エミュファイター	
5 個	ライフセ゛ム A1 (プレッシャーデマンド型)	
	2 砲 3 台 6 台 1 台 4,590 m 72 K0 1 個 5 着	

(3) 大容量泡放射システムの輸送体制の確保

広域共同防災活動対象設備発災時において、大阪・和歌山広域共同防災組織が大容量泡放射システムの輸送がおこなわれるときは、次により、迅速かつ円滑な輸送体制を確保するものとする。

ア 災害に対する通報等

(ア) 広域共同防災活動対象設備において、全面火災が発生したときは、発災事業所は、 配備事業所に対して、防災資機材搬送要領により、大容量泡放射システムの輸送要請 を行うものとする。 (イ) 広域共同防災活動対象設備において、全面火災への発展が懸念される異常現象が生じた場合は、当該特定事業所は配備事業所に対して、大容量泡放射システムの輸送待機の要請を行うものとする。

輸送開始の判断は、当該特定事業所が防災関係機関の助言を受けて行うものとする。

イ 配備事業所の措置

- (ア) 輸送体制の確保
 - ① 発災事業所から輸送要請を受けて、配備事業所の統括防災要員は、防災資機材搬送要領に基づき、輸送に必要な車両等を調達等の輸送体制を確保し、迅速かつ円滑に大容量泡放射システムを輸送するものとする。
 - ② 道路状況等、輸送に関する情報の収集を行うものとする。
- (イ) 複数の災害発生時の措置

複数の広域共同防災活動対象設備が発災した場合は、発災規模などに応じて、広域 共同防災組織間で締結している相互応援協定に基づき、近隣広域共同防災組織に出動 要請を行うものとする。

- (ウ) 防災本部等への通報
 - ① 発災事業所から大容量泡放射システムの輸送要請を受けたときは、防災本部及び 防災関係機関に通報するものとする。
 - ② 大容量泡放射システムを輸送するときは、防災資機材搬送要領に基づき搬送指示 書 (搬送資機材リスト)を防災本部に通報するものとする。

ウ 防災本部の措置

防災本部は、大容量泡放射システムの輸送の連絡を受けたときは、防災関係機関及び 関係地方行政機関に対して、輸送に必要な調整を行うものとする。

工 輸送経路

大容量泡放射システムを配備事業所から発災事業所へ輸送する際の経路は、広域共同 防災組織が広域共同防災規程に定める輸送計画による。

オ 輸送計画の調整

広域共同防災組織は、広域共同防災規程に定める輸送計画を変更しようとするときは、 当該輸送計画について、あらかじめ防災本部と調整するよう努める。

(4) 広域共同防災組織活動時における関係機関の連携

大容量泡放射システムの輸送の連絡を受けた防災関係機関及び関係地方行政機関は、速 やかに所要の活動を実施するものとする。

第3節 特別防災区域協議会

特定事業者は、共同して特別防災区域に係る災害に対処するため、防災協力体制を整備しておく必要がある。大阪北港地区及び堺泉北臨海地区においては、特定事業者全部とその他の事業者で、石災法第22条に基づく石油コンビナート等特別防災区域協議会(以下「特別防災区域協議会」という。)が設置されている。

なお、関西国際空港地区及び岬地区は、特定事業者が1社であるため、特別防災区域協議会を 設置する必要はない。

特別防災区域協議会は、その他の事業者の加入促進を図り、特別防災区域の防災体制の整備・ 強化に努めるものとする。

1 特別防災区域協議会の現況

表2-3特別防災区域協議会の現況

平成24年3月現在

名 称	設立年月日	構成事業所数
大阪北港地区 防災協議会	S 5 1.1 1.2 6	1 7
堺・泉北臨海特別 防災地区協議会	S 5 2. 4.2 8	4 1

2 特別防災区域協議会の業務

- (1) 災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成
- (2) 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究
- (3) 特定事業所等の職員に対する災害の発生又は拡大の防止に関する教育の共同実施
- (4) 共同防災訓練の実施
- (5) その他、協力体制の整備上必要な事項の調整

資料2-6 特別防災区域協議会の概要及び会則(資料編)

第4節 広域共同防災協議会

石災法第19条の二第1項の政令で定める堺泉北臨海、岬、和歌山北部臨海中部、和歌山北部 臨海南部、御坊地区の特別防災地区において、一定規模以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクを有す る特定事業所にあっては、大容量泡放射システムを用いた防災活動を行うための広域的な共同防 災組織が設置されている。

1 広域共同防災協議会の現況

平成24年2月末現在

名 称	設立年月日	構成事業所数
大阪・和歌山広域共同防災協議会	平成20年6月25日	1 0

2 構成事業所

府県	特別防災区域	構 成 事 業 所		
大阪府	堺泉北臨海地区	丸紅エネックス㈱ 堺ターミナル	堺市西区築港新町2丁2番地	
		コスモ石油㈱ 堺製油所	堺市西区築港新町3丁16番地	
		※1 東燃ゼネラル石油㈱ 堺工場	堺市西区築港浜寺町1番地	
		三井化学㈱ 大阪工場	高石市高砂1丁目6番地	
		大阪国際石油精製㈱ 大阪製油所	高石市高砂2丁目1番地	
	岬地区	※2 関西電力㈱ 多奈川第二発電所	泉南郡岬町多奈川谷川 1905-12	
和歌山県	和歌山北部臨海中部地区	関西電力㈱ 海南発電所	海南市船尾字中浜 260 番地の 96	
	和歌山北部臨海南部地区	東燃ゼネラル石油㈱ 和歌山工場	有田市初島町浜 1000 番地	
		和歌山石油精製㈱ 大崎貯油基地	海南市下津町大崎字白神 1034 番	
	御坊地区	関西電力㈱ 御坊発電所	御坊市塩屋町南塩屋字富島1-3	

※1 大容量泡放射システム配備事業所 ※2 休止事業所

3 広域共同防災協議会の業務

- (1) 広域共同防災組織の活動に関する計画の立案
- (2) 大容量泡放射システム等の防災資機材の設置
- (3) 大容量泡放射システムによる防災訓練の計画及び実施
- (4) 大容量泡放射システム防災要員の教育計画の策定と実施
- (5) 防災資機材等の技術的検討及び維持管理
- (6) 広域共同防災規程の制定及び改廃に関する事項
- (7) 前号に準じる事業及び付帯する事業

第5節 防災協力体制等

防災関係機関等は、災害の拡大防止のため、相互応援協定等を締結するなどの防災協力体制を確立しておくとともに、防災資機材を迅速に調達できるよう対策を実施しておくものとする。

第1 防災協力体制

防災関係機関等は、相互応援に係る応援要請、応援出動、応援活動内容、費用負担等について定める相互応援協定等をあらかじめ締結することにより、防災協力体制を確立しておく。

資料2-7 災害時における相互応援協定等(資料編)

- (1) 消防機関の相互応援協定
- (2) 大阪海上保安監部と消防機関との業務協定
- (3) 特定事業所等間の相互応援協定等
- (4) 関係市間の相互応援協定
- (5) 関西国際空港における相互応援協定等

第2 防災資機材の調達

防災関係機関等は、災害の状況によっては防災資機材等を多量に必要とするので、迅速に調達できるよう対策を実施しておく。

1 実施機関

特定事業者、消防機関、府、市町、海上保安機関

2 調達先

防災関係機関等は、あらかじめ関係機関、団体、特定事業者の保有する防災資機材等の種類、性能及び数量等を把握し、調達先を明確にしておく。

- 3 調達方法
 - (1) 調達手続

防災資機材等を調達する場合は、調達先に対し、次の事項を明らかにして行う。

- ア 災害の状況及び調達理由
- イ 防災資機材等の種類、性能及び数量
- ウ 資機材の運搬方法
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項
- (2) 輸送方法

防災資機材等の緊急輸送は、原則として発災事業所又は防災資機材等に不足をきたした機関が行うものとし、これが不可能又は著しく困難な場合は、調達先に依頼するほか次の方法により行う。

ア 陸上輸送

- (ア) 防災関係機関等の車両
- (イ) 運送業者の車両

イ 海上輸送

- (ア) 防災関係機関等の船舶
- (イ) 海上運送業者の船舶
- (ウ) 災害派遣要請による自衛隊の船舶
- ウ 航空輸送
- (ア) 防災関係機関等の航空機
- (イ) 災害派遣要請による自衛隊の航空機

第6節 連絡協議会

特別防災区域における防災・保安に関し、情報や意見の交換を行い、災害の予防対策や応急活動の充実及び質的向上を図るため「大阪府特別防災区域連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

1 組織

連絡協議会は府、市町、消防機関、特別防災区域協議会及び特定事業者の各職員で構成する。

2 活動

- (1) 特定事業所等の防災教育及び防災訓練についての情報交換
- (2) 防災、保安に関する調査研究についての情報交換
- (3) 特別防災区域相互の応援等協力体制についての情報交換
- (4) その他の防災・保安に関する問題についての連絡、情報交換
- (5) その他

第3章 災害想定

特別防災区域に係る災害は、火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、 津波その他の異常な自然現象により生じる被害をいう。

なお、平成15年度には、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」(消防庁)等により、 平常時、地震時(東南海・南海地震を想定)における災害想定及び東南海・南海地震時の津波に よる浸水予測を行った。

第1節 特別防災区域における想定災害

第1 陸上災害

特別防災区域に係る災害想定のうち、陸上災害を例示すると以下のとおりである。

- 1 火災及び爆発
 - (1) 石油等のタンク火災 浮屋根式タンクのタンク側板と消火堰板との間のリング火災及び全面火災、並びに固定 屋根式タンクの液面全面火災
 - (2) 防油(液) 堤内火災 石油及び可燃性の液化ガスがタンクから流出した場合の防油(液) 堤内液面火災
 - (3) 石油精製等のプラントの火災及び爆発 石油精製、石油化学、ガス製造及び発電等のプラントにおける火災及び爆発
 - (4) 移送設備等の火災及び爆発 危険物の移送取扱所、移動タンク貯蔵所、高圧ガス導管、高圧ガス容器固定車両、石油 及び高圧ガス容器積載車両の火災及び爆発
- 2 石油等の漏洩若しくは流出
 - (1) 石油、可燃性ガス、毒性ガス及び毒物・劇物等の漏洩
 - (2) 貯蔵施設からの油流出
 - (3) 津波による石油タンク、危険物・高圧ガス容器等の流出
- 3 航空機事故による産業災害 特別防災区域に影響を与える航空機事故

第2 海上災害

特別防災区域に係る災害想定のうち、海上災害を例示すると以下のとおりである。

1 火災

陸上の貯蔵施設及び製造設備に影響を及ぼす海面火災及び船舶火災

- 2 石油等の漏洩若しくは流出
 - (1) 陸上の貯蔵施設及び桟橋に係留された船舶からの油流出
 - (2) 船舶事故等による流出油の漂着
 - (3) 津波による石油タンク、危険物・高圧ガス容器等の漂着

第2節 平常時に想定される災害

特別防災区域に係る陸上災害(平常時)の想定される災害等は次表のとおりである。

「石油コンビナート等特別防災区域防災対策調査」(平成15年度)による災害想定等

地区	施設区分	想定される災害	災害の影響範囲(※)
大阪北港	①危険物貯蔵タ	防油堤内火災	①火災の影響範囲が高架道路に届くこと
	ンク(第一石油		が考えられるが、走行車両に損傷を与え
	類)		る可能性はほとんどない。
	②毒性液体貯	漏洩ガスの拡散	②漏洩ガスの拡散の影響範囲が事業所の
	蔵タンク		周辺道路の一部に届くことが考えられ
	③その他施設	火災・漏洩・爆発等	る。
			③特別防災区域外への影響は考えられな
			٧١°
堺泉北臨海	①製造施設	漏洩ガスの爆発・拡散	①爆発・拡散の影響範囲が事業所の周辺道
			路の一部に届くことが考えられるが、一
			般地域への影響は考えられない。
	②その他施設	火災・漏洩・爆発等	②特別防災区域外への影響は考えられな
			٧١°
関西国際空港	危険物貯蔵タン	漏洩・爆発・拡散等	特別防災区域外への影響は考えられな
山甲	ク、発電施設等	個は、一様先・仏队寺	٧١°

(※ 影響範囲とは)

災害の種類	定義
Set = 1.111	人体が単位時間に受ける放射熱の許容限界(2,000 kcal/m ² h)
液面火災	概ね数10秒間受けることにより痛みを感じる程度の熱量が算出される範囲
可燃性ガスの拡散	可燃性ガスの爆発限界(通常爆発する可能性がある濃度)の1/2の濃度に拡散する範囲
爆発	鼓膜障害等人体に対する影響が生じる範囲
毒性ガス	30分以内に救出されないと元の健康状態に回復しない濃度に拡散する範囲

第3節 地震、津波その他の異常な自然現象 により想定される災害

地震、津波その他の異常な自然現象により生じる災害のうち、平成8年度には、特に地震による災害を想定した防災対策の策定に当たって、「地震被害想定調査」及び「石油コンビナート区域等防災対策調査」の結果を踏まえ、特別防災区域における災害の想定及びその影響について予測、検討を行った。

また、平成15年度には、特別防災区域の状況の変化及び東南海・南海地震の発生の懸念を受けて、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」(消防庁)による災害想定及びその影響について評価するとともに、東南海・南海地震時の津波による浸水予測等を行った。

平成17年度には東南海・南海地震の連動発生における災害想定に変更を行った。

平成23年3月に発生した東日本大震災を受け、これまでの災害想定における津波による浸水 予測の2倍高さを、暫定措置として新たな災害想定とした。

第1 「石油コンビナート区域等防災対策調査」(平成8年度)による想定災害

1 地震の想定

特別防災区域の各地区において想定される震度は次のとおりである。

特別防災区域	震源活断層	想定震度
大阪北港地区	(生駒断層系)	震度 6 弱(一部で震度 6 強)
堺泉北臨海地区	(上町断層系)	震度 6 弱(一部で震度 6 強)
関西国際空港地区	(上町断層系)	震度 5 強(一部で震度 6 弱)
	(中央構造線)	
岬地区	(中央構造線)	震度 6 弱

2 想定される災害

主なコンビナート施設において、安全水準(注)以上の確率で想定される災害は次のとおりである。

なお、安全水準以上の確率で想定される災害による影響については、既に以下のとおり防止対策が実施されており、現況においては特別防災区域外に直接的な影響を与えることは考えられない。

ノレンベ	- 0.			
,	施 設	安全水準以上の確率で	想定される災害	影響の防止対策
		想定される災害	による影響	72 E - 124 - 24714
危	固定屋根式	・配管損傷による少量・中量流出	流出火災による放射熱	高架道路について
険	タンク	及び流出油に着火する火災	が大阪北港地区内を通	は設計段階でコン
物		・配管の緊急遮断設備前又はタン	過する一部高架道路に	ビナート災害に対
タ		ク本体の小破損による大量流出	多少の影響を与える可	する影響評価が実
ン		・タンク本体の破損による全量流	能性がある。	施されており、放射
ク		出		熱対策として遮熱
	浮き屋根式	・浮き屋根式タンクシール部から		板や放水銃が設置
	タンク	の漏洩によるタンク小火災		されている。
		・地震時のスロッシングによる浮		(平成3年9月)
		き屋根からの溢流及び流出油に		
		着火する火災		
		・配管損傷による少量・中量流出		
		及び流出油に着火する火災		
		・配管の緊急遮断設備前又はタン		
		ク本体の小破損による大量流出		

高	可燃性ガス	・配管損傷による少量漏洩及び	特別防災区域外への	
圧	タンク	漏洩拡散したガスに着火する	影響はない。	
ガ		火災又は爆発		
ス	毒性ガス	・配管損傷による少量漏洩及び		
タ	タンク	漏洩したガスの拡散		
ン		2,7,0		
ク				
毒	毒劇物	・配管損傷による少量・中量流	特別防災区域外への	
劇	タンク	出及び流出物の蒸発拡散	影響はない。	
物	(液体)	配管の緊急遮断設備前の破損		
タ	(1)	又は液体タンクの小破損によ		
ン		る大量流出及び流出物の少量		
ク		の蒸発拡散		
		・タンク本体の破損による全量		
		流出及び流出物の蒸発拡散		
プ	生産	・装置の損傷又はプロセス制御	堺泉北臨海地区にお	拡散防止対策として
ラ	プラント	の異常による可燃性液体の少	いて、一部周辺高架	道路境界付近に立体
ン		量流出及び流出物の火災並び	道路に可燃性ガスに	緑地及び水幕設備が
F		に可燃性ガスの少量漏洩及び	よる影響を与える可	設置されている。
'		漏洩したガスの拡散又は爆発	能性がある。	(昭和61年10月)
		・装置の損傷等による毒性ガス	ただし、爆発下限界	(40/4 01 10/1)
		の少量漏洩及び漏洩ガスの拡	の1/2となる濃度	
		散	の範囲がわずかにか	
		17.	かる程度である。	
	 発電	燃料配管の損傷による少量流	特別防災区域外への	
	プラント	出及び流出した燃料に着火す	影響はない。	
		る火災	か言は、なく。	
		・装置の損傷等による毒性ガス		
		の少量漏洩及び漏洩ガスの拡		
		世		
	高圧ガス	・該当する災害はない		
管	地下埋設	PA 1 3 / 2 日 (5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5		
	導管			
	~T 🗖			

※ 関西国際空港地区 → 想定災害が特別防災区域外及び空港内の給油センター以外の 施設に影響を与えることはない。

岬 地 区 → 想定災害が特別防災区域外に影響を与えることはない。

(注) 安全水準

安全工学の分野で、平常時においては、事故等の死亡確率などから、災害の影響を受ける第三者の立場からみた社会的に許容される災害発生確率を 10^{-6} (/年)とすることが提案されており、これをコンビナート施設の災害発生確率における安全水準とした。

また、大阪府域に大きな影響を与える直下型地震が発生する確率は $10^{-3}\sim10^{-4}$ (/年)程度と考えられていることから、地震時におけるコンビナート施設の災害発生確率の安全水準として 10^{-3} (/地震)を設定すると平常時の水準と同等あるいはそれ以下になると考えられる。

第2 「石油コンビナート等特別防災区域防災対策調査」(平成15年度)による災害想定等

- 1 前提とした地震 東南海・南海地震(震度5強から6弱)
- 2 想定される災害及び影響範囲 東南海・南海地震(地震動)に伴い、想定される災害及びその影響範囲は次のとおりであ る。

地区	施設区分	想定される災害	災害の影響範囲(※)
大阪北港	①危険物貯蔵タ	防油堤内火災	①火災の影響範囲が高架道路に届くこと
	ンク(第一石油		が考えられるが、走行車両に損傷を与
	類)		える可能性はほとんどない。
	②毒性液体貯蔵	漏洩ガスの拡散	②漏洩ガスの拡散の影響範囲が事業所の
	タンク		周辺道路の一部に届くことが考えられ
			る。
	③その他施設	火災・漏洩・爆発等	③特別防災区域外への影響は考えられな
			い。
堺泉北臨海	①製造施設	漏洩ガスの爆発・拡散	①爆発・拡散の影響範囲が事業所の周辺
			道路の一部に届くことが考えられる
			が、一般地域への影響は考えられない。
	②その他施設	火災・漏洩・爆発等	②特別防災区域外への影響は考えられな
			٧١°
関西国際空港	危険物貯蔵タン	 漏洩・爆発・拡散等	特別防災区域外への影響は考えられな
山甲	ク、発電施設等	柳仅 來光 仏队守	V1°

(※ 影響範囲とは)

災害の種類	定義
选工 J.《《	人体が単位時間に受ける放射熱の許容限界 (2,000 kcal/m²h)
液面火災	概ね数10秒間受けることにより痛みを感じる程度の熱量が算出される範囲
可燃性ガスの拡散	可燃性ガスの爆発限界(通常爆発する可能性がある濃度)の1/2の濃度に拡散する範囲
爆発	鼓膜障害等人体に対する影響が生じる範囲
毒性ガス	30分以内に救出されないと元の健康状態に回復しない濃度に拡散する範囲

3 津波による浸水予測及び想定される災害等

前提とした地震が起こったときの津波シミュレーション結果から、沿岸での最大津波水位と護岸高さを比較し、越流箇所を推定した。

浸水が予想される区域において、レベル湛水法(津波水位と同じ地盤高さまで浸水すると 考える手法)により、浸水する可能性のある地域を推定した結果及び想定される災害等は以 下のとおりである。

地区	浸水予	測(可能性)	想定される災害等
	堺エリア (堺市)	浸水する可能性あり 浸水深さ (~1.2 m)	・危険物タンクの防油堤内には浸水する可能性はない。 ・流動物により防油堤外の配管が破損し、流出した油が浸水により拡大し、場合によっては火災に至る可能性がある。 ・地震の揺れにより配管等からの油流出や火災が、浸水により拡大する可能性がある。
堺泉北臨海	泉北エリア (堺市・高石 市・泉大津市)	浸水する可能性あり 浸水深さ (~1.2 m)	・大規模危険物タンクの防油堤内に浸水する可能性はない。 ・一部、防油堤の低いタンクが浸水する可能性がある。 ・流動物により防油堤外の配管が破損し、流出した油が浸水により拡大し、場合によっては火災に至る可能性がある。 ・地震の揺れによる配管等からの油流出や火災が、浸水により拡大する可能性がある。
大阪北港 関西国際空港 岬		浸水する可能性はない	n _o

4 地震(スロッシング)による被害

東南海・南海地震は、平成15年9月に起こった十勝沖地震と同様、大阪府内でもスロッシングによる被害の発生が懸念されるため、十勝沖地震を含めた過去の被害事例をもとに、想定される災害及びその影響範囲の検討結果は以下のとおりである。

(※ スロッシング:地震波と容器内の液体が共振して液面が大きく揺れる現象)

地区	施設区分	想定される災害	災害の影響範囲
堺泉北臨海 岬	危険物タンク (浮き屋根式)	・スロッシングによる内容物の流出・着火 (仕切堤内) ・浮き屋根が沈降しタンク全面で火災	特別防災区域外への 影響は考えられない。

資料3-1 石油コンビナート事故(資料編)

資料3-2 大阪府石油コンビナート区域等防災対策調査(概要)(資料編) (平成9年3月)

資料3-3 大阪府石油コンビナート等特別防災区域防災対策調査報告書(概要) (資料編)(平成16年3月)

第3 東日本大震災(平成23年3月11日発生)を踏まえた災害想定

本節第2で想定した津波による浸水予測については、平成17年度に東南海・南海地震の連動が想定されたことから、被害想定の見直しを実施した。結果は本節第2で予測した浸水予測と同じであった。

しかし、東日本大震災(平成23年3月11日発生)における津波被害を踏まえ、最大津波水位を2倍した水位を本想定における新たな最大津波水位とする。想定の手法については、沿岸での最大津波水位と護岸高さを比較し、越流箇所を推定した。その結果、想定される浸水予測は以下のとおりである。

地区	浸水予測(可能性)		
大阪北港	大阪市此花区	\sim 5. 6 m	
	堺エリア (堺市堺区、堺市西区築港新町・ 石津西町)	~4. 2 m	
堺泉北臨海	泉北エリア (堺市西区築港浜寺町・築港浜寺 西町・高石市・泉大津市)	~4. 2 m	
関西空港	泉佐野市・田尻町・泉南市	\sim 1. 3 m	
岬	岬町	\sim 0.4 m	

なお、本想定について今後の中央防災会議等により新たに科学的知見が得られた場合には、速 やかに想定の変更を行う。

第4 防災対策における今後の課題

防災関係機関等は、地震災害に対して、本計画と府及び市町地域防災計画が同時に支障なく機能するよう整合を図っておく必要がある。

また、想定した規模を上回る災害が発生する可能性を考慮し、本計画に定める予防対策に加えて、常に新しい知見の収集や防災資機材の充実強化に努めるなど、万一大きな災害が発生した場合にも、混乱せず十分な対応ができる対策を講じていくことが求められる。

特定事業所等は、津波シミュレーション結果や今後得られる新たな知見に基づき、事業所の 態様に応じた津波被害を想定し、対策を講じていくことが望まれる。

第4節 関西国際空港地区に係る災害

関西国際空港地区は24時間運用される海上空港で、常時、空港施設内に不特定多数の利用者 等が滞在しているという他の3地区とは異なる特性を有した特別防災区域であり、これを踏まえ た災害の想定を行う。

関西国際空港地区に係る災害想定を例示すると以下のとおりである。

1 陸上災害

危険物施設、高圧ガス施設等における火事、爆発等及びこれに伴う大量の要救助者の発生

2 海上災害

危険物貯蔵施設からの海上流出及び船舶事故等による流出油の漂着等及びこれに伴う大量 の要救助者の発生

3 自然災害

地震、津波その他の異常な自然現象によって生じる災害及びこれに伴う大量の要救助者の 発生

4 航空機事故による災害

空港施設等における大量の負傷者等を発生する航空機事故及びこれに伴う大量の要救助者 の発生

第 4 章 災害予防対策

第1節 陸上災害予防対策の推進

特定事業者は、危険物施設等に係る陸上災害の未然防止を図るため、次の対策を実施するものとする。また、防災関係機関は相互に連携し、総合的な災害予防対策を実施するものとする。

第1 特定事業者の予防対策

1 自主保安体制の確立

過去の事故事例等を参考に危険物施設等の潜在的危険性を把握するとともに、それらを基 に施設の保全を行う。また、全職員に保安管理の意義を良く理解させ、関係法令に定める保 安管理に関する業務を遂行する。

(1) 予防関係規程の整備等

ア 石災法関係

防災規程を整備し、災害の予防と災害発生時の必要な措置を迅速かつ的確に実施できる体制の確立を図る。

イ 消防法関係

法令に基づく消防計画、予防規程等の特別規程に加え、社内規程を整備し、予防体制 の確立を図る。

ウ 高圧ガス保安法関係

法令に基づく高圧ガス危害予防規程等の特別規程に加え、社内規程を整備し、予防体制の確立を図る。

エ 毒物及び劇物取締法関係 法令に基づき予防体制の確立を図る。

才 労働安全衛生法関係

通常時の体制に加え、交代勤務の各直における安全管理者等の適正配置、宿直及び日直勤務体制の整備などにより、労働災害の発生を未然に防止するとともに、異常事態の発生に際し、早急に的確な措置が行えるよう安全衛生管理体制の確立を図る。

(2) 保安管理の徹底

ア 技術情報を収集し、全職員にフィードバックする体制の整備

イ 事故情報を全職員にフィードバックする体制の整備

(3) 施設、設備等の保全

ア 危険物施設等の検査(点検)及び整備

危険物施設等を常に正常な状態に保持するため、計画的かつ信頼性のある検査(点検)を行う。

このため次のような措置をとる。

- (ア) 設計段階からの保全検査の検討
- (イ) 損傷経歴及び劣化状況(経年変化)を踏まえた検査業務の充実
- (ウ) 定量的、客観的検査方法・検査技術の蓄積・開発・導入
- (エ)検査検収の実施

- (オ) 専門技術者、有資格者の養成
- イ 防災施設の点検及び整備

防災施設については、法令に定める基準に基づき、定期的に点検し、計画的な整備を行う。

ウ 資機材等の点検及び整備

資機材等については、次の事項に留意して点検し、計画的な整備を行う。

- (ア) 法令に基づき、外観点検、機能点検、総合点検を定期に行うこと。
- (イ) 点検は、資機材等の種類、点検区分等に応じて行い、その結果の記録を点検結果 表に記載し、保存しておくこと。
- (ウ) 点検は、資機材等についての所要の知識・技能等を有し、かつ点検に係る教育を 受けた防災要員が従事すること。
- (エ) 点検の結果、不良箇所が見出された場合は、資機材等に係る技術上の基準あるい は所要の機能性能等を満たすために調整、補修、オーバーホール等を行うこと。
- エ 大容量泡放射システムの点検及び整備

大容量泡放射システムについては、「大阪·和歌山広域共同防災資機材維持管理点検要 領」に基づき点検及び整備を行うこと。

(4) 安全運転管理の徹底

製造施設等の安全運転を確保するため、運転部門は、他の部門特に保全部門との連携を密にするとともに、日常運転については、次の事項を遵守し、管理の徹底を図る。

ア 運転に関する規則、基準等の整備

設備管理、運転管理に関する規則、基準は、実践的で常に活用し易いように簡潔な形で整備しておく。

- (ア) 運転管理規則
- (イ) 運転技術基準
- (ウ) 運転操作基準
- (工)標準運転作業基準
- (才) 非定常作業基準
- (カ) その他
- イ オペレーターに関する事項の徹底
 - (ア) 任務分担の明確化
 - (イ) 運転に関する知識・技術の習熟
 - (ウ) 適切な安全衛生管理
- ウ 誤操作防止の徹底
 - (ア) 現場操作とコントロールルームとの操作上の連絡調整
 - (イ) コントロールルームにおける遠隔操作状況の確認
 - (ウ) チェックリストによる現場操作の事前確認
 - (エ) 作業指示の伝達、復命及び指差呼称等
 - (オ)フェイル・セイフ・システム、インターロックシステム等による重要部分の操作 に係る危険防止措置
 - (カ) ダブルチェック及び立会制度等の採用
- エ パトロール及び点検の徹底

- (ア) パトロール及び点検の徹底
- (イ) 記録及び報告の徹底
- (5) 緊急時対策の確立

火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出等の際には、当該施設を緊急停止するほか、災害の拡大防止のための作業が即時に行えるよう、緊急時対策の確立を図る。

このため、次のような措置をとる。

- ア 緊急措置基準の整備と習熟
- イ 行動基準の整備と習熟
- ウ 指揮系統の確立と責任の明確化
- エ 災害時行動カード(監督者用・職員用)の作成
- (6) 火気管理の徹底

日常使用する火気等の取り扱いについて、職員等の遵守すべき事項を定めるとともに、その徹底を図る。

- ア 火気等の使用制限
- イ 一時的な火気の使用及びその変更などの防災管理者の承認事項
- ウ 火気等の使用時の遵守事項
- エ 工事等を行う者の遵守事項
- オ その他防災上必要な事項
- (7) 保安パトロールの徹底

次の事項を遵守して、危険物施設等の保安パトロールを実施し、異常現象の早期発見と 迅速適切な応急措置をとる。

- ア パトロール計画の整備
- イ 点検・監視の徹底
- ウ 記録及び報告の徹底
- 2 施設等の適正配置

施設等については、安全確保、延焼防止等を考慮して、保安上適正に配置する。

(1) 保安距離

保安対象施設との距離は、消防法、高圧ガス保安法等の規定を遵守するとともに、特定 事業所の規模・態様、危険物等の種類・量及び特定事業所内外の環境条件等を考慮し、保 安上、より有効な距離を確保する。

(2) 防災道路

石災法、消防法等の規定を遵守するとともに、各装置間は特定通路、保安通路等で区分 し災害の連鎖的拡大を防止するとともに、万一の災害に備えて防災活動が容易にできるよ う配置する。

(3) 緩衝地帯

緩衝地帯として、必要な緑地・空地等を確保する。

(4) 装置等の適正配置

装置等については、その施設の危険性や防災活動の円滑化を考慮して配置する。

3 製造施設の新設等における安全性の確認

製造施設の新設、変更に際しては、安全性の事前評価ができる基準を整備するなど、安全

性の向上に努める。

4 事業者間の協力体制の確立

特定事業者等は自主的な予防措置を講じるとともに、共同して災害に対処するため、相互応援協定を締結し相互に協力して総合的な防災体制の確立を図る。

5 安全思想の啓発普及

常に、事業所内で作業に従事する者に対し安全思想の啓発普及を図る。

6 事故原因の調査研究

災害が発生した場合速やかにその原因等を調査研究し、再発防止に努める。

資料4-1 防災規程作成項目の例(資料編)

資料4-2 特定防災施設等の点検記録表の例(資料編)

第2 防災関係機関の予防対策

防災関係機関は、相互に連携を密にし、特定事業者等に対して、関係法令等に基づき指導・ 監督を行う。

- (1) 立入検査等による指導・監督の徹底
- (2) 自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織の指導及び保安体制の整備の指導
- (3) 防災教育・訓練の実施指導
- (4) 防災規程等の充実・強化の指導

第3 航空機事故による産業災害の予防対策

防災関係機関等は、航空機の低空飛行による災害を防止するため、次により災害の未然防止 に努める。

1 航空安全確保に関する規制措置

特別防災区域上空(関西国際空港地区を除く)については、航空法(昭和27年法律第231号)第81条のただし書の規定による最低安全高度以下の飛行は許可されず、この規制措置は、航空法第81条の2及び自衛隊法(昭和29年法律第165号)第107条の規定による航空機以外のすべての航空機に適用される。

- 2 防災関係機関等の対策
 - (1) 大阪航空局大阪空港事務所、関西空港事務所
 - ア 規制措置について、各航空会社、自衛隊及びその他の関係機関に対し、周知徹底を図るとともに、同措置の実施に関する技術的指導を行う。
 - イ 規制措置の実施状況を調査し、違反する事実があると認められる場合若しくは府又は 市町等からの通報により違反事実を確認した場合は、法令に基づく措置をとるとともに、 防災本部に対し結果を通報する。
 - (2) 府

規制措置について、大阪航空局大阪空港事務所、関西空港事務所及び消防機関と連携し、特定事業者等に周知を図る。

(3) 市町、特定事業者等

規制区域及びその隣接地において違反の疑いのある航空機を発見した場合は、図4の通報経路により、通報する。

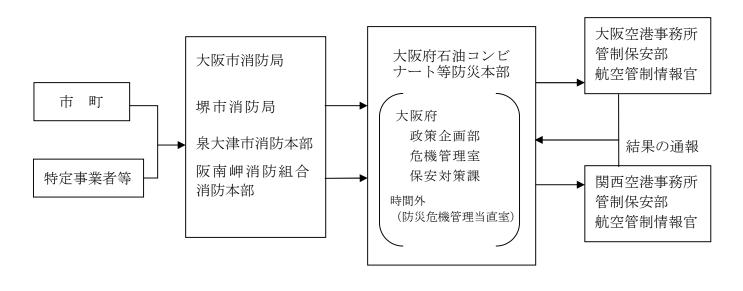


図4 通 報 経 路

(注)

- 1 継続して旋回する等、特に緊急に通報すべきものと思われる場合には、発見者から直接、大阪空港事務所(大阪北港地区)又は関西空港事務所(堺泉北臨海地区、岬地区)へ通報する。
- 2 通報の窓口は、資料5-6「防災関係機関及び特定事業所の通信窓口一覧」による。

資料4-3 石油コンビナート地帯における航空機事故による産業災害の防止について(昭和56年9月18日消防地第255号)(資料編)

第2節 海上災害予防対策の推進

防災関係機関等は、船舶火災、油流出及び油流出に係る海面火災等、海上災害の未然防止を図るため、積極的な予防対策を実施するものとする。

第1 特定事業者の予防対策

危険物等積載船舶の荷役及び停泊については、港長の監督・指導等に基づき許可及び指定を 受けるとともに、危険物施設等を有する岸壁を初めて使用する場合又は専用岸壁の承認事項に 変更がある場合は、あらかじめ港長の承認を得る。また、荷役作業に当たっては、陸側と船側 との間で緊密な連携を図り、災害の未然防止に努める。

- (1) タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資機材の配備を完全に行うとともに、監視体制を強化し、油流出災害の防止に努める。
- (2) 危険物等を積載した巨大船の着桟に際しては、警戒船を配備し、接近する船舶を監視するとともに、火災、爆発の防止、流出油の早期発見・早期処理に努める。

第2 防災関係機関の予防対策

- 1 海上保安機関
 - (1) 危険物専用岸壁の安全施設の整備及び自主保安体制の強化について指導する。
 - ア 災害の発生の危険防止上必要な構造設備の整備・強化
 - イ 消火・流出油処理体制等の整備・強化
 - (2) 曳船等特殊作業船の災害防止協力体制の強化を図る。
 - (3) 危険物等積載船舶の安全設備の設置及び船内保安体制の強化について指導するとともに船舶安全運航思想の高揚と安全航行の励行等を図る。
 - ア 危険物等積載船舶に対する海上保安官の立入検査、各種取締、あるいは関係機関等と の船舶の安全に関する各種行政措置の実施による安全設備及び船内保安体制の強化
 - イ 港長指示、巡視船艇等による安全運航指導、交通整理規制等の適切な実施による安全 運航徹底
 - ウ 船舶等関係者に対する安全運航、危険物に関する火気取締の励行並びに各種海難防止 運動を通じた思想の普及と高揚
 - (4) 大阪湾・播磨灘排出油防除協議会による、流出油等の大規模海上災害の未然防止と、被害の拡大を防止するための流出油防除計画の策定や流出油防除活動を推進する。

2 消防機関

- (1) 化学車、消防艇等の特殊装備の整備や消火薬剤の備蓄を充実するとともに、消防力の効果的な運用及び的確な防ぎょ活動を行うため、水陸両面からの消防体制を強化する。
- (2) 特定事業者等に対して、相互協力体制の確立、資機材等の維持管理及び消防技術の習熟等を積極的に指導する。
- (3) 特定事業者等に対し、埠頭施設の消防水利、消防設備の設置及び適切な維持管理を指導するとともに、係留船舶のうち危険物等を積載する船舶に対して安全対策を指導する。
- 3 府及び大阪市(港湾管理者)

港湾災害の未然防止を図るため、油流出に備えたオイルフェンス、油処理剤等を整備し備蓄するとともに、監督船を配備する。

第3節 自然災害予防対策の推進

防災関係機関等は、地震、津波その他の異常な自然現象によって生じる災害の未然防止を図るため、積極的な予防対策を実施するものとする。

第1 地震災害予防対策

1 特定事業者の対策

危険物施設等については、法令に定められた技術基準等に基づき地震対策を実施するとと もに、災害予防対策について調査、検討を行い、特定事業所の特性にあった対策を実施する。

- (1) 地盤特性の把握
 - 地盤の卓越周期及び液状化の可能性の有無を分析・評価し、危険物施設等の耐震補強等 に反映させる。
- (2) 耐震性の確保
 - ア 危険物施設等の新設、変更に当たっては、消防法、高圧ガス保安法に基づき十分に耐 震性を確保する。
 - イ 建設後、長期間経過している施設については、その後の経年劣化を考慮し、定期的な 検査の実施により強度の不足する箇所を発見し、補強を行うことにより耐震性を強化す る。
 - ウ 特定屋外タンクのうち旧法タンクについては、消防法令に定める猶予期間の特例措置 にかかわらず、早期に調査及び必要な耐震性の強化を行うよう努める。
 - エ 防油(液) 堤については、破損を起こさないよう耐震化を図る。
 - オ 配管については、貯蔵タンク本体と配管との接続部及び配管間の接続部が損傷を受けることのないよう耐震化を図る。

また、消火用配管についても、損傷を受けることのないよう耐震化を図る。

- カ 浮き屋根式タンクについては、消防法の規定等により貯蔵液面に上限を設定するとも に、次のようなスロッシング対策を行うよう努める。
 - (ア) ポンツーンの構造強化等、浮き屋根部の浮き機能の確保
 - (イ) タンクの付随設備等と衝突防止対策の徹底
 - (ウ) タンクシールの適正な機能確保
- (3) 保安防災設備の信頼性の向上

漏洩検知器、緊急遮断装置等の保安防災設備は、有効に作動するよう所要の措置をとる。

- ア 運転室から遠隔操作できる緊急遮断弁を設置する。
- イ 施設の運転を緊急停止しても安全上に問題がない場合には、地震計に連動した緊急遮 断弁を設置する。
- ウ 運転の緊急停止が安全に行えるよう設備のブロック化等の措置をとる。
- エ 石油等の漏洩を速やかに把握できるよう検知器等を適切に配置する。
- (4) 防災活動の強化
 - ア 防消火設備及び泡消火薬剤の充実、防災要員の迅速な参集体制の確立を図る。
 - イ 想定される災害の態様に応じた応急活動体制の確立を図る。

- (5) 非定常時の緊急措置基準の整備
 - ア 緊急停止基準等の整備
 - イ 運転設備、緊急措置設備等のための「耐震性定期点検記録簿」の整備
 - ウ 地震発生後の緊急点検実施のための「地震発生後の緊急時点検基準」(一次点検用及び 二次点検用)の整備
 - エ 緊急用資機材及び車両等の定期点検及び整備
 - オ 復旧用資機材等の定期点検及び整備
 - カ 非常用自家発電燃料、車両用燃料の備蓄
 - キ 非常用食糧、飲料水の備蓄
 - ク 防災関係書類及び保管場所の整備
 - ケ 緊急避難場所の整備

2 防災関係機関の対策

防災関係機関は、相互に連携を密にし、関係法令等に基づき特定事業者等を指導、監督する。

- (1) 立入検査等による指導・監督の徹底
- (2) 自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織の指導及び保安体制の整備の指導
- (3) 防災教育・訓練の実施指導
- (4) 防災規程等の充実・強化の指導
- (5) 特定事業所等における応急活動体制の指導

また、地震時には、防災体制が分散化することが予想されるので、相互の情報連絡体制の 強化、迅速な通報体制及び避難誘導方法等の確立に努める。

第2 津波災害予防対策

1 特定事業者の措置

浸水が予想される地域においては、津波によって生じる災害の未然防止を図るため、災害 予防対策について調査、検討を行い、東南海・南海地震防災対策計画及び津波避難計画を策 定し特定事業所に応じた対策を講じるよう努める。

- (1) 津波による危険物施設等被害の軽減の検討
 - ア 危険物施設等が、津波や津波による浮遊物等により損傷、破損及び流失しないよう保 護する。
 - イ 危険物施設等の浸水を防止するよう措置する。
 - ウ 電気設備等の事業活動に重要な設備の浸水を防止するよう措置する。
 - エ 本節第1-1-(3)の保安防災設備の信頼性向上に関する措置をとる。
 - オ その他、必要と考えられる軽減措置を講じる。
- (2) 津波による危険物等タンカー被害の防止

繋留中の危険物等タンカーの被害及び事業所の桟橋、危険物施設等に破損、損傷等を防止するための緊急離桟措置、繋留措置等

(3) 津波時の緊急措置基準等の整備

津波による災害を未然に防止するよう、以下の緊急措置基準等を整備する。

- ア 東南海・南海地震防災対策計画及び津波避難計画
- イ 緊急停止基準
- ウ 応急活動基準
- エ 津波警報発令時における緊急措置基準
- オ その他、必要と考えられる基準
- (4) 緊急時対策の習熟

津波による火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出、危険物施設等の破壊、流失を防止するため、危険物施設等の緊急停止や災害の拡大防止作業等の緊急時対策の確立を図る。

- ア 緊急措置基準の習熟
- イ 各種基準に定める措置内容に対する、訓練による習熟
- ウ 指揮系統の確立と責任の明確化

2 防災関係機関の措置

防災関係機関は、相互に連携を密にし、関係法令等に基づき特定事業者等を指導、監督する。

- (1) 立入検査等による指導・監督の徹底
- (2) 自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織の指導及び保安体制の整備の指導
- (3) 防災教育・訓練の実施指導
- (4) 防災規程等の充実・強化の指導
- (5) 特定事業所等における応急活動体制の指導

第3 その他の異常な自然現象により生じる災害の予防対策

- 1 特定事業者は、高潮、台風等による異常な自然現象によって生じる災害の未然防止を図る ため、非常警備体制、緊急措置体制等を整備する。
- 2 防災関係機関は、相互に連携を密にし、関係法令等に基づき特定事業者等を指導、監督する。

資料4-4 危険物施設等の地震対策について(資料編)

第4節 関西国際空港地区に係る災害 予防対策の推進

防災関係機関等は、関西国際空港地区に係る災害の未然防止を図るため、積極的な予防対策を 実施するものとする。

第 1 陸上災害予防対策

危険物施設、高圧ガス施設等における、火災、爆発等の災害予防対策は、第4章第1節「陸 上災害予防対策の推進」による。

第2 海上災害予防対策

危険物貯蔵施設からの海上流出及び船舶事故等による流出油の漂着等の災害予防対策は、第 4章第2節「海上災害予防対策の推進」による。

第3 自然災害予防対策

地震、津波その他の異常な自然現象によって生じる災害予防対策は、第4章第3節「自然災害予防対策の推進」による。

第4 航空機事故による災害予防対策

防災関係機関等は、関西国際空港地区内における航空機事故災害を未然に防止するため、航空法等の関係法令に基づき、適切な予防対策を実施する。

第5節 防災施設・資機材等の整備

防災関係機関等は、災害応急活動に必要な防災施設・資機材等を整備し適切に維持管理するものとする。

第1 特定事業者の対策

- 1 法令に定める基準により次の防災施設・資機材等を整備する。
 - (1) 流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備
 - (2) 大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、泡放水砲等消防車両及び泡消火薬剤
 - (3) オイルフェンス、オイルフェンス展張船、油回収船等海上漏洩対策用資機材
 - (4) 大容量泡放射システム
- 2 法定資機材以外に、災害の規模及び態様に応じた各種救出・救護資機材、漏洩対策用資機 材、連絡通信用資機材、照明用資機材、工具器具類及び機械類、非常用食糧、除害用資機材 等を整備する。
- 3 防災相互通信用無線等の無線通信設備を整備する。
- 4 津波発生時における避難活動に必要な一時避難施設、非常用発電設備等を整備する。

第2 防災関係機関の対策

防災関係機関は、迅速かつ的確な応急活動が実施できるよう次の防災資機材等の整備強化を 図る。

- 1 大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等消防車両、消防艇及び泡消火薬剤並び にその他消防用資機材
- 2 オイルフェンス展張船、油回収船等海上漏洩対策用資機材
- 3 救出・救護資機材
- 4 輸送用車両等
- 5 防災相互通信用無線

第6節 防災教育及び防災訓練の実施

防災関係機関等は、防災意識の高揚及び実践的な技能の向上を図るため、効果的な防災教育、 防災訓練を実施するものとする。

また、特定事業者は、防災管理者(第一種特定事業者にあっては、副防災管理者を含む。)に対し、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、防災業務に関する能力の向上に資する研修の機会を与えるものとする。

第1 防災教育

1 特定事業所における防災教育

年間を通じた教育計画を作成し、一貫性のある実践的な教育を実施し、その充実を図る。

- (1) 教育の方法
 - ア スライド、映画等視聴覚教育用教材による事故事例の学習
 - イ 研修会及び講習会等への積極的な参加
 - ウ 学識経験者からの知識の修得
 - エ QC、TQC等の小集団活動での学習
- (2) 教育の内容
 - ア 防災・保安関係法令

特定事業所に適用される関係法令に関する知識

イ 防災規程等

防災規程、特別防災区域協議会、防災本部等についての具体的な内容に関する知識

ウ 理化学の基礎知識

燃焼、火災、爆発の基礎概念・現象、危険物質の種類と特性、消火原理・方法等に関する知識

エ 事業施設の基礎知識

特定事業所等に設けられる製造施設、貯蔵施設、用役施設、入出荷施設、連絡導管等 に関する知識

オ 特定防災施設等の構造、機能、維持管理等に関する知識

流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備に係る設置の目的、構造、機能、維持管理方法等に関する知識

カ 防災資機材の種類、構造、機能等に関する知識

高所放水車、泡原液搬送車、大型化学消防車、大容量泡放射システム等の防災資機材等の種類、構造、機能等に関する知識

キ 防災活動要領

災害が発生した場合において、自衛防災組織又は共同防災組織及び広域共同防災組織 が取るべき活動事項と対応措置に関する知識

- ク 地震・津波等自然災害に関する知識及びそれらによって生じる災害に対する予防対策 や応急活動に関する知識
- ケ その他関連事項

災害の事例、事業所特有の防災上の留意事項等必要と認められる知識

- 2 その他事業所における防災教育 特定事業所における防災教育に準じ、必要な教育を実施する。
- 3 防災関係機関における防災教育

災害時における適切な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、 防災業務に従事する職員に対し、防災教育の徹底を図る。

- (1) 教育の方法
 - ア 研修会及び講習会等の実施
 - イ 見学及び現地調査等の実施
 - ウ 防災活動手引等印刷物の配付
- (2) 教育の内容
 - ア 防災関係法令の知識習得及び防災計画の習熟
 - イ 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性の研究
 - ウ 化学物質の特性に関する知識の習得
 - エ 過去の主な災害事例の研究
 - オ 防災知識と技術の習得
 - カ その他必要な事項

第2 防災訓練

防災関係機関等は、職員の防災技能の習熟及び関係機関の連携強化等を図るため、単独又は 共同で、計画的に各種の訓練を組み合わせて実施する。

相互の連携を強化するための総合的な防災訓練は、年1回以上実施するものとする。

なお、平日、昼間における通常の訓練とは別に休日、夜間訓練及び抜打ち訓練も実施する。 また、訓練の実施後、結果を評価し、必要に応じて、防災組織体制及び応急活動内容等の見 直し・強化に努めるものとする。

防災訓練の種別と内容は次のとおりである。

(1) 基本操作訓練

訓練の基本となる消火設備、防災資機材等の操作を反復して行う訓練

(2) 職場別訓練

通報、連絡、応急措置等初期防災活動を各職場で反復して行う訓練

(3) 図上訓練

事業所内にあるタンク等の施設について、石油、可燃性ガス等の火災、爆発及び漏洩・ 流出を想定し、立地条件、気象条件等に即した防ぎょ計画を作成して、図上で防災活動を 検討する訓練

(4) 事業所内全体訓練

自衛消防隊の構成員及び従業員が参画し、緊急通報、非常招集、情報収集及び伝達、応 急措置等の防災活動等について事業所全体が連携して実施する訓練

(5) 共同訓練

共同防災組織、広域共同防災組織、隣接事業所、共同及び広域共同防災組織を構成している事業所、関連事業所等と共同して応援要請、応援出動、指揮、連絡等の防災活動について組織隊として連携して実施する訓練

- (6) 合同訓練
 - 防災関係機関等の中の数機関により実施する訓練
- (7) 総合訓練
 - 防災関係機関等が相互に連携を密にして、総合的に実施する訓練
- 1 特定事業者における訓練内容
 - (1) 防災資機材等の操作運用訓練

防災資機材等について、基本操作、応用操作、運用方法等を修得させるための訓練

- (2) 防災活動訓練
 - ア 自衛防災組織等が取るべき通報、情報収集・伝達、消防機関到着時の報告訓練
 - イ 火災の消火活動、漏洩・流出時の災害拡大防止のための活動
 - ウ 広報、応急救護の防災活動について修得させるための訓練
- (3) 浮き屋根式屋外貯蔵タンク(直径34m以上)の全面火災を想定した訓練 広域共同防災組織を構成している事業所が、「大阪・和歌山広域共同防災教育訓練要領」 に基づき、大容量泡放射システムを使用して実施する訓練
- (4) 地震・津波を想定した訓練
 - ア 地震時の防災活動に関係する人員を迅速に確保するための参集訓練
 - イ 初動訓練、応急措置訓練、通信連絡訓練等、的確な初期防災活動のための訓練
 - ウ 津波警報等の情報収集・伝達訓練
 - エ 地震発生から津波来襲までの円滑な避難・誘導訓練
- (5) 実消火訓練

熱又は煙の体験及び模擬火災に対する防災資機材等を用いた消火方法を修得させるため の訓練

(6) 規律訓練

規律心を養成するとともに、防災組織としての活動を確実迅速なものとするための基本 動作を修得させるための訓練

- (7) その他防災活動に必要な訓練
- 2 その他事業者における訓練内容

特定事業者における訓練内容に準じ、必要な訓練を実施する。

- 3 防災関係機関における訓練内容
 - (1) 消防訓練
 - ア 自衛防災組織等を含め、消防組織の効果的な運用及び的確な防ぎょ活動訓練
 - イ 消防技術等の習熟と連携活動の強化についての訓練
 - (2) 避難、救出·救急訓練
 - ア 災害発生事業所における負傷者の救出・救急、収容、搬送訓練
 - イ 周辺住民及び地区内の事業所の職員等の避難を迅速に行うための訓練
 - ウ 避難の勧告、指示、誘導等についての訓練
 - (3) 通信連絡訓練
 - ア 異常現象が発生した場合の通報訓練
 - イ 災害時の迅速かつ的確な応急措置を実施するために必要な情報収集・伝達訓練

- (4) 流出油の防除訓練
 - ア 流出油の拡散防止、回収、薬剤による処理等、災害拡大防止訓練
 - イ 流出海面付近の警戒等についての訓練
- (5) 地震・津波を想定した訓練
 - ア 地震時の防災活動に関係する人員の迅速な確保のための参集訓練
 - イ 初動訓練、応急措置訓練、通信連絡訓練等、的確な初期防災活動のための訓練
 - ウ 津波警報等の情報収集・伝達訓練
 - エ 地震発生から津波来襲までの円滑な避難・誘導訓練
- (6) その他防災活動に必要な訓練

第5章 災害応急活動

第1節 防災体制

防災関係機関等は、円滑かつ効果的な災害応急活動を実施するため、防災体制を整備強化するものとする。

第1 防災本部

防災本部は、石災法及び本計画第2章第1節「防災本部」に定めるところにより、次の 活動を行う。

- (1) 災害情報の収集伝達
- (2) 防災関係機関等が実施する災害応急活動等に係る連絡、調整
- (3) 大阪府石油コンビナート等現地防災本部(以下「現地本部」という。)に対する指示
- (4) 国及び他の府県との連絡
- (5) その他必要と認められる事項

1 防災体制

防災本部における防災体制は、災害の規模及び態様を考慮し次の体制による。

体制	災害の区分
	異常現象又は軽易な災害が発生した場合で、災害発生事業所、地元消
第一次防災体制	防機関、府警察及び海上保安機関等によって災害を鎮圧し、その拡大を
	防止し得る程度の災害に対応する体制
	災害が発生し、他の施設への拡大のおそれがある場合で、事業所間の
第二次防災体制	相互応援及び隣接消防機関等の応援出動によらなければ災害を鎮圧し、
	その拡大を防止することが困難な規模の災害に対応する体制
	災害が発生し、周辺地域への拡大又は拡大のおそれがある場合で、防
総合防災体制	災関係機関等による総合的な防災活動を実施する必要がある災害に対
	応する体制

防災本部長は、総合防災体制を敷くとき又は総合防災体制に移行するときは、災害発生地の市町長、消防(団)長、又は大阪海上保安監部長(関西国際空港地区にあっては、 関西空港海上保安航空基地長)の意見を聞くものとする。

2 防災本部の活動

- (1) 第一次防災体制、第二次防災体制時における防災本部の活動は、府地域防災計画に 定める大阪府防災・危機管理指令部(以下「防災・危機管理指令部」という。)と緊密 な連携をとりながら行う。
- (2) 防災本部長は、第二次防災体制及び総合防災体制を敷くとき又は他の防災体制に移行するときは、必要な防災関係機関等に通報する。

- (3) 防災本部長は、総合防災体制を敷いたときは、大阪府石油コンビナート災害対策本部(以下「対策本部」という。) を設置する。
- (4) 対策本部を設置したときは、その事務を処理するため、対策本部事務局を置く。 事務局は防災・危機管理指令部をもって充て、事務局長は防災・危機管理指令部長、 事務局員は関係防災・危機管理指令部員及び防災・危機管理指令部長が指定する職員 とする。
- (5) 防災本部長は対策本部を設置したときは、防災本部の業務を実施するために、必要に応じ防災本部員を招集する。
- (6) 招集された本部員は、所属機関との連絡に当たるための連絡員を防災本部に同行させる。
- (7) 防災本部長は、地震等の自然災害により、府又は市町に災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置されたときは、両本部の災害応急活動等を円滑に実施するため連絡調整を行う。
- (8) 防災本部長は、特別防災区域において発生した災害の応急対策の実施について必要があると認めたときは、消防庁長官に対し専門的知識を有する職員を防災本部に派遣するよう要請する。

資料 5-1 大阪府防災·危機管理指令部設置要綱(資料編)

3 大阪府の組織体制及び動員配備

特別防災区域における災害に迅速かつ効率的に対応するため、大阪府の組織体制及び動員配備を定め、災害対策を実施する。

ただし、本部長が必要と認める場合は、防災本部会議を開催する。

(1) 第一次防災体制

ア 配備時期

異常現象又は軽易な災害が発生した場合で、災害発生事業所、地元消防機関、府 警察及び海上保安機関等によって災害を鎮圧し、その拡大を防止し得る程度の災害 に対する対応が必要であると指令部長が判断したとき

イ 配備体制

「大阪府災害等応急対策実施要領」の災害対策本部等事務局体制に定める「非常 1号配備」

ウ 大阪府石油コンビナート指令部(以下、「指令部」)

石油コンビナート等特別防災区域(以下、「特別防災区域」)において異常現象又は軽易な災害が発生した場合、災害対策にかかる情報収集・防災対策推進組織として、災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。

〔組織〕

指 令 部 長 危機管理監

指令部副部長 危機管理室長

指 令 部 員 保安対策課長、危機管理課長、消防防災課長、

報道長、保健医療室長

事 務 局 員 保安対策課職員とし、配備体制決定後は「大阪府災害等応急 対策実施要領」の災害対策本部等事務局体制に定める「非常 1 号配備」職員に移行

工 指令部会議

指令部長が必要と認めた場合は「指令部会議」を開催する。なお、指令部長の判断により招集する指令部員を限定することができる。

オ 指令部の所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (ィ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 防災関係機関等及び特別防災地区協議会等との連絡調整に関すること
- (エ) 大阪府石油コンビナート警戒本部設置の必要性に関すること
- (ォ) 大阪府石油コンビナート等防災本部本部員への連絡に関すること

(2) 第二次防災体制

ア 配備時期

災害が発生し、他の施設への拡大のおそれがある場合で、事業所間の相互応援及 び隣接消防機関等の応援出動によらなければ災害を鎮圧し、その拡大を防止するこ とが困難な規模の災害に対する対応が必要であると判断したとき

イ 配備体制

「大阪府災害等応急対策実施要領」の災害対策本部等事務局体制に定める「非常 2号配備」

ウ 大阪府石油コンビナート警戒本部(以下、「警戒本部」)

特別防災区域において災害が発生し、他の施設への拡大のおそれがある場合で、本部長が必要と認めたときに設置し、災害予防及び災害応急対策を実施する。

[組織]

本部長 知事

副本部長 副知事(危機管理担当)、危機管理監

本 部 員 危機管理室長、報道長、健康医療部長

事務局 大阪府石油コンビナート指令部

事務局員「大阪府災害等応急対策実施要領」の災害対策本部等事

務局体制に定める「非常2号配備」職員

工 警戒本部会議

本部長が必要と認めた場合は「警戒本部会議」を開催する。なお、本部長は必要に応じて防災本部員から招集することができる。

警戒本部会議における議事案については、大阪府石油コンビナート指令部が検討するものとする。

才 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (ィ) 職員の配備に関すること
- (ゥ) 防災関係機関等及び特別防災地区協議会等との連絡調整に関すること
- (ェ) 大阪府石油コンビナート等防災本部総合防災体制への移行の必要性に関する こと
- (オ) 大阪府石油コンビナート等防災本部本部員への連絡に関すること

(3) 総合防災体制

ア 配備時期

災害が発生し、周辺地域への拡大又は拡大のおそれがある場合で、防災関係機関等による総合的な防災活動を実施する必要がある災害に対する対応が必要である と判断したとき

イ 配備体制

「大阪府災害等応急対策実施要領」の災害対策本部等事務局体制に定める「非常 3号配備」

ウ 大阪府石油コンビナート災害対策本部(以下、「災害対策本部」)

特別防災区域において災害が発生し、他の施設への拡大のおそれがある場合で本部長が必要と認めたときに設置し、総合的な災害対策を実施する。

[組織]

本 部 長 知事

副本部長 副知事 (危機管理担当)、危機管理監

本 部 員 危機管理室長、報道長、健康医療部長、都市整備部長、

大阪府警察本部長

事務局 大阪府石油コンビナート指令部

事務局員
「大阪府災害等応急対策実施要領」の災害対策本部等事務

局体制に定める「非常3号配備」職員

工 災害対策本部会議

本部長が必要と認めた場合は「災害対策本部会議」を開催する。なお、本部長は必要に応じて防災本部員から招集することができる。

災害対策本部会議における議事案については、大阪府石油コンビナート指令部が 検討するものとする。

才 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (ィ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 防災関係機関等及び特別防災地区協議会等との連絡調整に関すること
- (エ) その他災害に関する重要な事項の決定に関すること
- (オ) 大阪府石油コンビナート等防災本部本部員への連絡に関すること

カ 本部長の代理

知事に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副知事、危機管理監、 危機管理室長、保安対策課長の順とする。

第2 現地本部

1 設置基準

防災本部長は、総合防災体制を敷いたとき、直ちに現地本部を設置する。

- 2 組織
 - (1) 現地本部長は、災害発生地の市町長(関西国際空港地区にあっては、災害の態様に応じ地元市町長のうちいずれかの市町長)又は主たる防災活動が海上である場合は大阪海上保安監部長(関西国際空港地区にあっては、関西空港海上保安航空基地長)をもって充てる。
 - (2) 現地本部員は、防災本部員のうちから次のとおり指名する。

なお、防災本部長は、必要に応じ防災本部員のうちから現地本部員を追加指名する ことがある。

特別防災区域名	現地本部長	現地本部員
大阪北港地区	大阪市長	近畿経済産業局長 大阪海上保安監部長 大阪労働局長 大阪府警察本部長 大阪府政策企画部長 大阪府健康医療部長 大阪府都市整備部長 大阪市消防局長 大阪北港地区防災協議会長
	大阪海上保安監部長	同上(大阪海上保安監部長を除き大阪市 長を加える)
堺泉北臨海地区	堺市長 又は高石市長 又は泉大津市長	近畿経済産業局長 大阪海上保安監部長 大阪労働局長 大阪府警察本部長 大阪府政策企画部長 大阪府健康医療部長 大阪府健康医療部長 大阪府都市整備部長 堺市消防局長 又は泉大津市消防本部消防長 堺・泉北臨海特別防災地区協議会長
	大阪海上保安監部長	同上 (大阪海上保安監部長を除き地元市 長を加える)
関西国際空港地区	泉佐野市長 又は泉南市長 又は田尻町長	近畿経済産業局長 関西空港海上保安航空基地長 大阪労働局長 大阪府警察本部長 大阪府政策企画部長 大阪府健康医療部長 大阪府健康医療部長 大阪府都市整備部長 泉佐野市消防本部消防長 関西国際空港株式会社常務取締役
	関西空港海上保安航空基地長	同上 (関西空港海上保安航空基地長を除き地元市町長を加える)
岬 地 区	岬町長	近畿経済産業局長 大阪海上保安監部長 大阪労働局長 大阪府警察本部長 大阪府政策企画部長 大阪府健康医療部長 大阪府健康医療部長 大阪府都市整備部長 阪南岬消防組合消防本部消防長 関西電力株式会社多奈川第二発電所長
	大阪海上保安監部長	同上 (大阪海上保安監部長を除き岬町長 を加える)

3 業務

- (1) 災害及び防ぎょ活動に関する情報の収集並びに防災本部への報告に関すること
- (2) 防災関係機関等相互の調整に関すること
- (3) 防災本部への要請事項の決定に関すること
- (4) 防災本部長からの指示事項の実施に関すること
- (5) 災害広報に関すること
- (6) その他応急活動の実施上必要な事項に関すること

資料5-2 現地本部における業務区分(資料編)

4 連絡員

- (1) 現地本部員は、その業務を補佐させるため、必要に応じ所属する機関から連絡員を同行させる。
- (2) 連絡員は、災害及び防ぎょ活動に関する情報、防災関係機関等相互の調整事項等について防災本部(対策本部)へ連絡する。

5 説明者

- (1) 災害が発生した特定事業所は、災害状況及び各施設について説明のため、説明者を現地本部へ派遣する。
- (2) 特定事業者は、速やかに説明者を派遣できるようあらかじめ指名しておく。

6 設置場所

現地本部の設置場所は、原則として次のとおりとする。

特別防災区域名	設置場所	所在地
大阪北港地区	大阪市此花区役所区民室	大阪市此花区春日出北1-8-4
	大阪海上保安監部	大阪市港区築港4-10-3
堺泉北臨海地区	堺市役所本館3階大会議室	堺市堺区南瓦町3-1
	高石市役所正庁大会議室	高石市加茂4-1-1
	泉大津市役所401会議室	泉大津市東雲町9-12
	堺海上保安署	堺市西区石津西町20
関西国際空港	関西国際空港株式会社棟	泉佐野市泉州空港北1
地区	5階 会議室	
	関西空港海上保安航空基地	泉佐野市泉州空港北1
岬地区	岬町役場	泉南郡岬町深日2000-1
	(水道庁舎1階会議室)	
	岸和田海上保安署	岸和田市新港町1

なお、災害の規模・態様によっては、災害の情報が迅速に把握でき、防災活動に関する指揮が容易であると現地本部長が認めて指定する場所とする。

7 解散

現地本部は、防災本部長が現地本部長と協議し、適当と認めた場合に解散する。

8 現地調整本部

特別防災区域における災害に迅速かつ効率的に対応するため、大阪府の組織体制及び動員配備を定め、災害対策を実施する。

ただし、防災本部長が必要と認める場合は、現地本部会議を開催する。

(1) 大阪府石油コンビナート現地調整本部

現地本部に災害対策にかかる情報収集及び対策推進組織として、大阪府石油コンビナート現地調整本部(以下「現地調整本部」という。)を設置する。

[組織]

現地調整本部長 : 災害発生地の市町長 [※海上防災活動の場合:市町長 ↔ 大阪海上保安監部長等]

現地調整本部員 : 災害発生地の海上保安関係機関の長、消防長、警察署長、港湾局長、

大阪府土木事務所地域防災監、特別防災地区協議会の代表者又は特

定事業所長、若しくは前記各本部員が指名する者

ア 現地調整本部会議

現地調整本部長が必要と認めた場合は「現地調整本部会議」を開催する。なお、 現地調整本部長は必要に応じて防災関係機関から現地調整本部員を招集することが できる。

イ 所掌事務

- (ア) 災害及び防ぎょ活動に関する情報の収集並びに現地本部への報告に関すること
- (ィ) 現地本部への要請事項の決定に関すること
- (ゥ) 防災関係機関及び特別防災地区協議会等との連絡調整に関すること
- (エ) その他災害に関する緊急を要する重要な事項の決定に関すること

第3 防災関係機関等

1 防災関係機関

防災関係機関は、災害時においては、防災本部の防災体制に則し、それぞれの配備計画により、災害応急活動を迅速かつ的確に実施する。

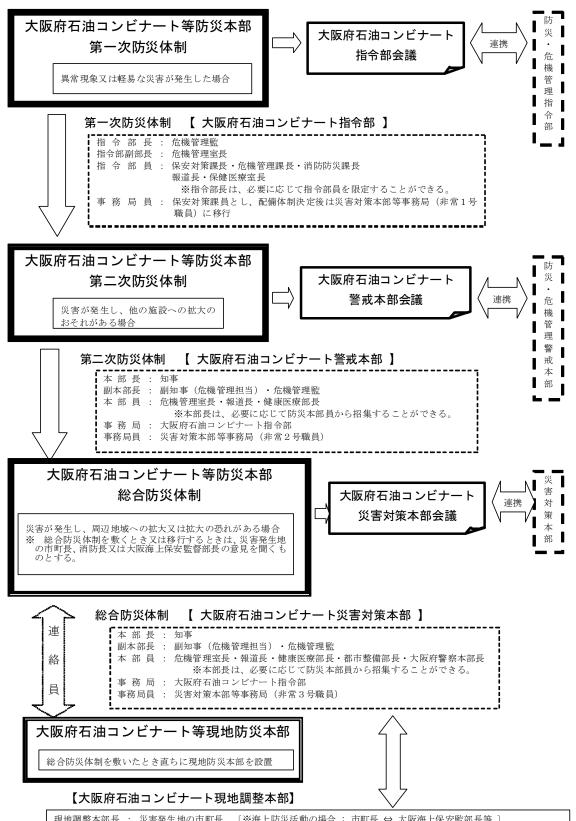
資料5-3 防災関係機関の配備体制(資料編)

2 特定事業所

特定事業所において異常現象又は災害が発生したとき、当該特定事業所の自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織等は、次の点に留意し、直ちに防災規程に基づき活動するものとする。

- (1) 防災管理者、副防災管理者及び統括防災要員並びに防災要員の職務については、職責を明確にするとともに、その職務を代行する者をあらかじめ複数選任し、迅速な自衛防災組織等の活動に支障のないよう措置する。
- (2) 防災要員の配置及び防災資機材については、防災活動を迅速かつ的確に実施できるよう適切な場所に配置及び備え付けるとともに、防災要員等に対して周知・徹底する。
- (3) 自衛防災組織等の編成については、第2章第2節「自衛防災組織・共同防災組織及び広域共同防災組織」の定めるところによる。

大阪府石油コンビナート等特別防災区域における災害応急活動〔概念図〕



特別防災地区協議会の代表者 又は 特定事業所長、若しくは前記各本部員が指名する者

第2節 異常現象の通報及び災害情報の収集伝達

異常現象が発生した場合の通報及び災害時において迅速かつ的確な災害応急活動を実施するための必要な情報の収集、伝達等については、次のとおりとする。

第1 特定事業所の措置

特定事業所の通報義務者(事業の実施を統括管理する者)は、当該事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに次に掲げる通報先、通報内容、通報手段により通報する。

1 異常現象

(1) 出火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの

(2) 爆発

施設、設備等の破損が伴うもの

(3) 漏洩

危険物、指定可燃物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他有害な物質の漏洩 ただし、次に掲げる少量の漏洩で、泡散布、散水、回収、除去等の保安上の措置を必要 としない程度のものを除く。

- ア 製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備(以下「製造等施設設備」という。)に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う製造等施設設備の正常な作動又は操作によるもの
- イ 発見時に既に漏洩が停止しているもの又は製造等施設設備の正常な作動若しくは操作 により漏洩が直ちに停止したもの

(4) 破損

製造等施設設備の破壊、破裂、損傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに修復、使用停止等緊急の措置を必要とするもの

(5) 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によっても制御不能なもの等、上記(1)から(4)に掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの

2 通報先

- (1) 大阪北港地区においては、大阪市消防局
- (2) 堺泉北臨海地区のうち
 - ア 堺市、高石市管内においては、堺市消防局
 - イ 泉大津市管内においては、泉大津市消防本部

- (3) 関西国際空港地区においては、泉佐野市消防本部
- (4) 岬地区においては、阪南岬消防組合消防本部

3 通報内容

消防局、消防本部に通報する第1報は、速やかに判明した範囲において、次の事項を通報するものとし、その後の状況は、判明したものから逐次連絡する。

- (1) 異常現象の種別(出火、爆発又は漏洩)、事業所名、所在地
- (2) 発生場所
- (3) 要救助者及び死傷者等の有無
- (4) 発生施設名、規模及び態様、燃焼又は漏洩している危険物等の種類
- (5) 消防機関が進入すべき事業所の入門口
- (6) 同一事業所の施設の敷地が道路等により分割されている場合は、発生施設の明確な所在地

4 通報手段

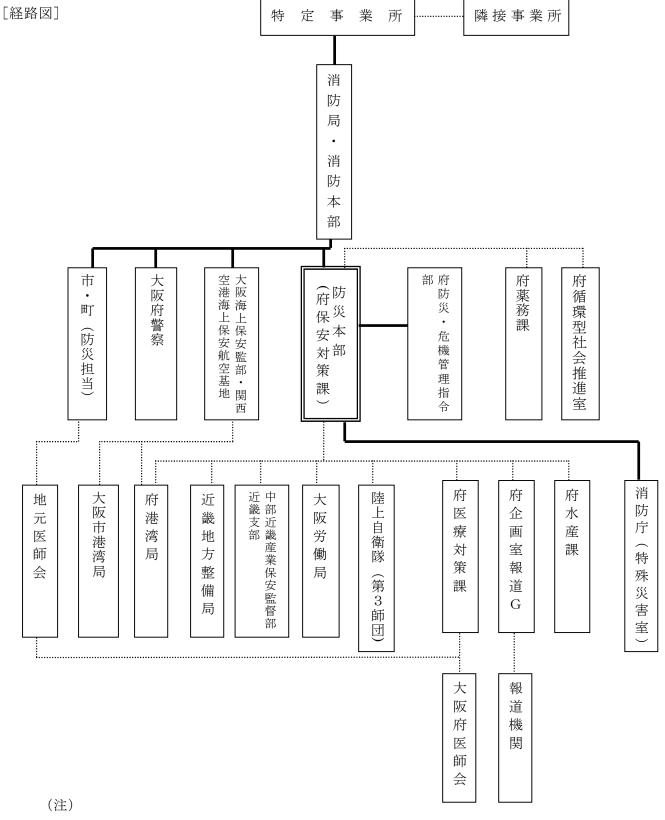
消防着信専用電話(119番)とする。ただし、これによりがたい場合は一般加入電話又は防災相互通信用無線とする。なお、防災相互通信用無線による場合は、必ず一方的に発信することなく相手の受信を確認する。

第2 消防機関等の措置

異常現象の通報を受けた消防局・消防本部は、直ちにその旨を次の経路図に従い、様式1 (資料編5-4)により防災本部等へ通報する。また、通報を受けた機関は必要に応じ他の 関係機関に連絡する。

第3 防災本部の措置

被害が大規模な場合は、被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集するとともに、必要に応じ国や他の地方公共団体に電送する。



- 1 通報の窓口は、資料 5 6 「防災関係機関及び特定事業所の通信窓口一覧」 による。
- 2 異常現象の通報 大阪海上保安監部及び関西空港海上保安航空基地 については、明らかに海上に及ばないと判断されるものを除く
 - 異常現象の内容に応じ行う連絡

第4 災害応急措置の概要等の報告

特定事業者及び防災関係機関は、発生した災害の状況及び実施した災害応急措置の概要について、防災本部(府危機管理室保安対策課)に逐次報告する。

なお、最終報告は、災害応急措置が完了した後、速やかに各様式に基づき文書により行う。

1 特定事業者

特定事業者は、災害応急措置の概要等について様式2(資料編5-4)により遅滞なく防 災本部へ報告する。

2 防災関係機関

防災関係機関は、災害応急措置の概要等について、様式3(資料編5-4)により遅滞なく防災本部へ報告する。

第3節 気象予警報等の伝達

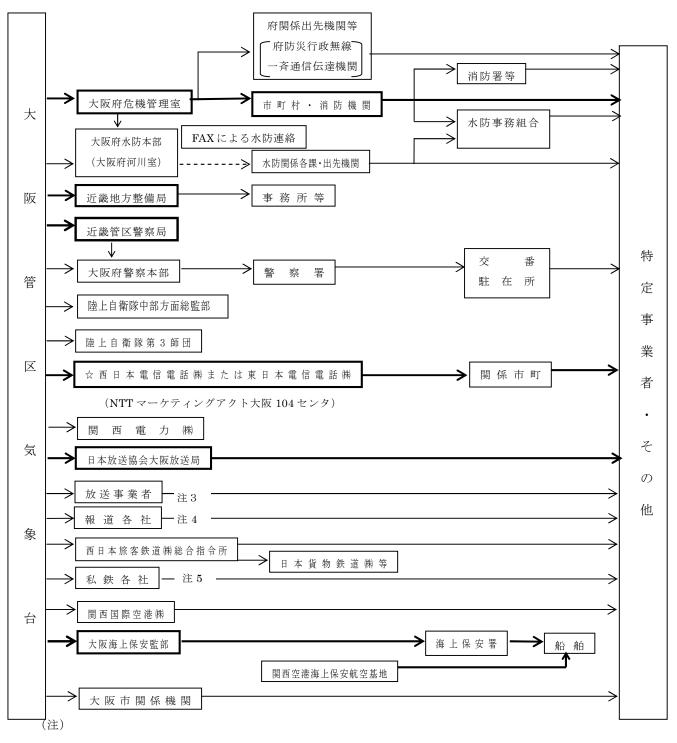
防災関係機関等は、迅速かつ的確な災害応急活動を実施するため、気象予警報・情報(以下「気象

予警報等」という。)の収集、伝達を行うとともに、これらの周知徹底を図るものとする。 気象予警報等の伝達の経路は大阪府地域防災計画に基づき実施するものとし、特別防災区 域に関係

するものは次の図のとおりとする。

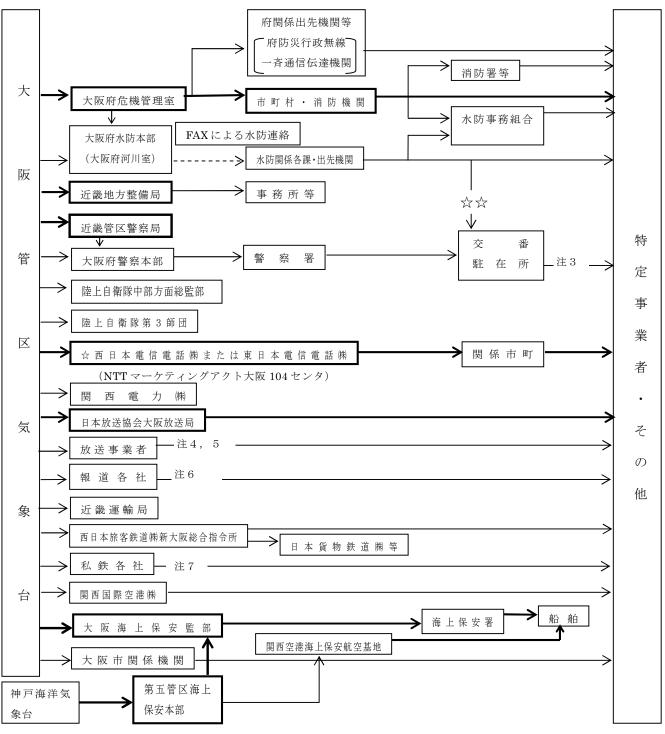
資料5-5 気象予報・警報等の種類及び発表基準(資料編)

(1) 気象予警報等の関係機関への伝達経路



- 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
- 2 ☆印は、警報のみ。
- 3 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式 会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪の6社である。
- 4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、 共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
- 5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社(泉北高速鉄道)、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。

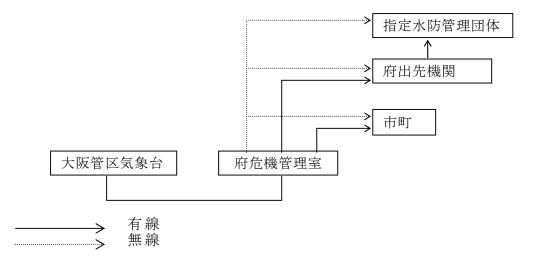
(2) 津波予警報等伝達総括図



(注)

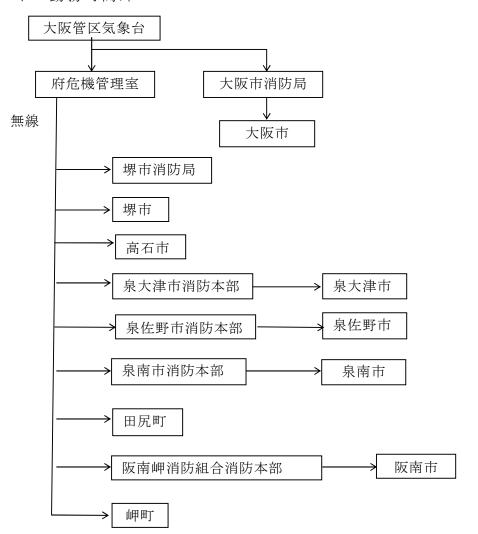
- 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
- 2 ☆印は、津波警報、同解除(津波注意報)の場合のみ。☆☆印は、津波警報、津波注意報のみ。
- 3 関係市町村とは、大阪市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、 岬町の12市町である。
- 4 津波警報受領時は、緊急警報信号を発信し、その内容を放送する。
- 5 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、関西インターメディア株式会社の6社である。
- 6 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、 毎日新聞大阪本社の6社である。
- 7 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社(泉北高速鉄道)、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。

(3) 市町への伝達系統 ア 平常時間内 (時間外で体制時を含む)



- (注)勤務時間外においても、次の場合は、原則として府防災行政無線の 一斉通信により伝達する。なお、一斉通信を行う場合は、市町へ事前 に通知する。
 - ・勤務時間内に津波警報又は津波注意報(津波注意)が発表され、 午後5時現在継続しているとき
 - ・勤務時間外に上記の警報又は注意報が発表されたとき

イ 勤務時間外



第4節 陸上災害応急活動

防災関係機関等は、特別防災区域に係る陸上において災害が発生した場合、相互に協力して迅速かつ的確な災害応急活動を実施するものとする。

なお、災害防ぎょにあたっては、人命の救出、救護を最優先とし災害の拡大防止及び二次 災害の未然防止に努めるものとする。

第1 特定事業者の措置

- 1 事業所内に警報を発し、関係部署に緊急事態の発生を知らせる。
- 2 異常現象の発生を第5章第2節「異常現象の通報及び災害情報の収集伝達」に基づき、 直ちに通報する。
- 3 現場職員は緊急運転停止等の必要な応急措置をとる。
- 4 自衛防災組織及び共同防災組織並びに広域共同防災組織により、消火等の防災活動を行う。
- 5 負傷者の応急措置を行い、医療機関に搬送する。
- 6 消防機関の到着時に次の事項について報告し、消防機関を現場へ誘導する。
 - (1) 要救助者の有無
 - (2) 発災施設の場所
 - (3) 施設の概要(貯蔵品名、貯蔵量、化学製品等の場合には、その性状等を含む)
 - (4) 発災の状況
 - (5) 防災活動上留意すべき事項(注水危険性、毒性、刺激性の有無等)
 - (6) 二次災害及び拡大危険の有無並びに周囲の状況
 - (7) 水利の確保状況
- 7 防災管理者は、消防機関に対し自衛防災組織等の配備状況等の報告を行った後、その指示に従って行動する。
- 8 周辺住民等に影響が予想される場合は、第5章第9節「災害広報」に基づき速やかに 広報活動を行う。

第2 防災関係機関の措置

- 1 消防機関の措置
 - (1) 異常現象の通報を受けた場合、直ちに定められた防災関係機関に通報する。
 - (2) 現場に到着した消防部隊は速やかに指揮本部を設置する。
 - (3) 消防部隊の指揮者は防災管理者から負傷者等の状況、燃焼物質の品名・数量、危険性、有害物等の有無、応急措置の概要の報告を受け今後の対策等について防災管理者と協議し、現場の指揮にあたる。
 - (4) 火災等の状況、応急措置の概要及び今後の対策等を防災本部へ逐次報告する。
 - (5) 消防計画に基づき増援隊を出場させる。
 - (6) 相互応援協定による他の消防機関の応援隊の出場要請を行う。
 - (7) 要救助者の救助及び負傷者等の応急措置を行い救急隊により医療機関に搬送する。
 - (8) 周辺住民等へ影響が予測される場合は、速やかに広報を行う。
- 2 その他の防災関係機関の措置

その他の防災関係機関は、第1章第6節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定める災害応急活動を迅速かつ的確に実施する。

第3 災害別応急活動

災害別の応急措置及び防災活動の例は次のとおりである。

- 1 石油等のタンク火災(防油堤内火災を含む)
 - (1) 受入の停止及び他タンクへの移送
 - (2) 固定消火設備の作動
 - (3) 防油堤の水抜弁及び流出油等防止堤に設けられた水門、仕切弁等の遮断装置の閉止 確認
 - (4) 消火用屋外給水施設、冷却用散水施設等の作動
 - (5) 防油堤内の消火又は泡被覆処理の実施
 - (6) 火災タンク及び隣接タンクの冷却
 - (7) その他必要な事項
- 2 石油精製等のプラント、移送設備等の火災及び爆発
 - (1) 装置の緊急停止及び装置内危険物等の移送
 - (2) 固定消火設備及び冷却散水設備の作動
 - (3) 冷却注水
 - (4) 装置の爆発、油の流出に備えるための土のうの構築
 - (5) 必要な仮設配管作業の実施と窒素の注入
 - (6) 無人放水銃の配備
 - (7) 誘爆等の危険がある場合は、放水砲車等で遠隔放水を実施
 - (8) 有毒性又は刺激性ガスの発生を伴う場合は、呼吸器具の配備
 - (9) スチームによるガス拡散の防止と希釈を図るとともに、スチームカーテンによる火炎の伸びの抑制
 - (10) その他必要な事項
- 3 可燃性ガス、毒性ガス等の漏洩防ぎょ対策
 - (1) 緊急遮断弁の作動並びに付近の火気使用、電気設備等の使用の制限及び禁止
 - (2) 漏洩部分の閉鎖、密閉
 - (3) フレアスタック等の安全施設からの焼却放出 (焼却することにより有害ガスが発生する場合を除く)
 - (4) 薬剤による中和、水による希釈等
 - (5) 移送又はブローダウン
 - (6) ガスの滞留を防止するため噴霧一斉放水等の必要な措置
 - (7) ガス検知の結果、風向、風速、ガスの性質等を勘案して、警戒区域の設定等の必要な措置
 - (8) その他必要な事項
- 4 陸上への油流出
 - (1) 防油堤の弱体箇所の点検補強、排水溝の緊急閉鎖及び土のう積み
 - (2) 専門技術者、作業員の動員及び所要資機材の手配
 - (3) 流出破損箇所の応急修理
 - (4) 石油タンク内残油の抜き取り
 - (5) バキューム車等による回収、導流溝による防災ピットへの導流及び防災ピットから 専用ポンプで他のタンクへの緊急移送(重質油)
 - (6) 泡放射及び中和剤等を投入した後、引火のおそれのない方法で回収(軽質油)
 - (7) その他必要な事項

第5節 海上災害応急活動

防災関係機関等は、特別防災区域に係る海上において災害が発生した場合、相互に協力して迅速かつ的確な災害応急活動を実施するものとする。

なお、災害防ぎょにあたっては、人命の救出、救護を最優先とし災害の拡大防止及び二次 災害の未然防止に努めるものとする。

第1 特定事業者の措置

- 1 災害発生船舶の措置
 - (1) 海上災害の発生に関する情報を直ちに防災関係機関に通報する。
 - (2) 災害発生船舶の船長は、直ちに人命救助、初期消火及び延焼防止等の応急措置を講ずる。
- 2 災害発生事業所の措置
 - (1) 事業所内に警報を発し、関係部署に緊急事態の発生を知らせる。
 - (2) 異常現象の発生を、第5章第2節「異常現象の通報及び災害情報の収集伝達」に基づき防災関係機関に通報する。
 - (3) 自衛防災隊及び共同防災隊により消火等防ぎょ活動を行う。
 - (4) 要救助者の救助及び負傷者等の応急措置を行い、医療機関に搬送する。

第2 防災関係機関の措置

- 1 海上保安機関の措置
 - (1) 巡視船艇等による乗組員の救助及び火災の消火、延焼の防止等に当たる。
 - (2) 現場指揮官等は、消防活動等について適切な指揮統制を行う。
 - (3) 災害発生船舶及び延焼の危険がある船舶等に対して必要と認める場合は、安全水域に沖出し、現場水域への進入制限、火気の使用禁止、接近禁止等の所要の船舶交通の制限又は禁止を行う。
 - (4) 災害の規模に応じ防災関係機関等への協力を要請する。
 - (5) 要救助者の救助及び負傷者等の応急措置を行い医療機関に搬送する。
 - (6) 海上火災の通報を受けた場合は、消防機関へ連絡する。
- 2 消防機関の措置
 - (1) 海上火災の通報を受けた場合は、海上保安機関へ連絡する。
 - (2) 海上火災、海上での流出油火災の通報を受けた場合又は海上保安機関から応援要請があった場合は、直ちに消防艇を出動させる。
 - (3) 着岸係留中の船舶火災、流出油、岸壁施設に接する場所の流出油火災の通報を受けた場合は、消防計画に基づき消防部隊を出動させるとともに、直ちに第5章第2節に基づき防災関係機関へ通報する。
 - (4) 火気使用制限等を指導する。
 - (5) 陸上、海上施設への延焼警戒及び防ぎょ活動を行う。
 - (6) 要救助者の救助及び負傷者等の応急措置を行い救急隊により医療機関に搬送する。
 - (7) 海上関係の防ぎょ活動は、現場指揮官等の指揮のもとに行う。
 - (8) 災害発生事業所の自衛防災組織及び共同防災組織等の陸上部隊を指揮する。

3 その他の防災関係機関の措置

その他の防災関係機関は、第1章第6節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定める災害応急活動を迅速かつ的確に実施する。

第3 災害別応急活動

災害別の応急措置及び防災活動の例は次のとおりである。

- 1 船舶火災
 - (1) 船舶積載中の可燃物を船舶、陸上又は火災船内の空タンクへ抜き取り移送 (抜き取られることによって、タンク内にガスが充満し爆発を起こさないよう留意)
 - (2) 緊急送油停止及び関係バルブ閉鎖等の応急措置
 - (3) 消防艇その他消防能力を有する船艇による海上からの泡消火活動の実施
 - (4) 陸上からの泡消火活動
 - (5) 沿岸近接タンクの冷却注水
 - (6) オイルフェンスの展張等による油流出の拡大防止措置
 - (7) 火災発生船舶を影響を及ぼさない場所への沖出し
 - (8) その他必要な事項
- 2 海上への油流出及び海上からの油漂着
 - (1) 排水溝の緊急閉鎖と土のう積み
 - (2) オイルフェンスの展張による拡散防止 (流出油の拡散と海面火災の延焼を極力防止するようオイルフェンスの効果的使用を十分に配慮)
 - (3) 油回収船、回収器具等による海上流出油の回収及び拡散防止措置
 - (4) 応急オイルフェンス (木材、ドラム缶等) を使用する必要がある場合、その確保、組立作業及び展張作業は防災関係機関等と密接な連絡のもとに実施
 - (5) 消防艇、消防能力を有する船艇の配備
 - (6) 沿岸パトロール (ガス検知の実施、火気の制限等) の実施
 - (7) 大阪湾・播磨灘排出油防除協議会と連携し、迅速かつ的確な防除活動の実施

第6節 自然災害応急活動

防災関係機関等は、地震、津波、その他異常な自然現象によって生じる危険物施設、高圧 ガス施設等の二次災害の発生を防止するため、相互に協力して迅速かつ的確な応急活動を実 施するものとする。

第1 地震災害応急活動

- 1 特定事業者の措置
 - (1) 初期活動
 - ア 緊急停止基準に基づく緊急措置をとる。
 - イ 非常参集体制により、安全確保に必要な人員を確保する。
 - ウ 施設等の緊急点検は「地震発生後の緊急時点検基準」により点検を実施する。 緊急点検は、一次、二次に分けて実施するものとし、一次点検は、建屋、塔槽類 の倒壊、危険物等の漏洩、火災発生等の有無、設備の運転状況等の確認を、二次点 検は、設備の運

転継続あるいは再稼動に際して安全確保の確認を目的とする。

- エ 異常現象を確認した場合は、直ちに消防機関へ通報するとともに自衛防災組織等により防災活動を第5章第4節「陸上災害応急活動」に準じて実施し、二次災害の発生、拡大を防止する。
- (2) その後の活動

災害の規模に応じて必要な応急活動を実施する。

2 防災本部の措置

防災本部は、防災関係機関等が行う応急対策の実施状況等の情報を収集し、地震災害 応急活動の総合調整を行う。

また、府域において震度6弱以上の地震を観測した場合に、府地域防災計画に基づき 設置される府災害対策本部及び市町の地域防災計画に基づき設置される災害対策本部と 緊密な連携をとり、災害応急活動を実施する。

3 防災関係機関の措置

防災関係機関は、防災本部と緊密な連携を図り、必要な地震災害応急活動を実施する とともに、その実施状況について、防災本部へ報告する。

第2 津波災害応急活動

- 1 特定事業者の措置
 - (1) 初期活動

津波により浸水が予想される地域においては、津波による災害の発生及び拡大防止 を図るため初期活動等を行う。

津波警報発令時においては、職員等の避難活動及び津波警報発令時における緊急措置基準による緊急措置を優先するものとし、可能な範囲内において下記の初期活動を行う。

ア 津波災害に対する初期活動は、危険物施設等の浸水防止、浮遊物による危険物施 設等への影響防止等を図るものとし、二次災害の発生を防止する。

- イ 緊急停止基準に基づく緊急措置をとる。
- ウ 非常参集体制により、安全確保に必要な人員を確保する。
- エ 施設等の緊急点検は「地震発生後の緊急時点検基準」により点検を実施する。 緊急点検は、一次、二次に分けて実施するものとし、一次点検は、建屋、塔槽類 の倒壊、危険物等の漏洩、火災発生等の有無、設備の運転状況等の確認を、二次点 検は、設備の運転継続あるいは再稼動に際して安全確保の確認を目的とする。
- オ 異常現象を確認した場合は、直ちに消防機関へ通報するとともに自衛防災組織等により防災活動を第5章第4節「陸上災害応急活動」に準じて実施し、二次災害の発生、拡大を防止する。
- (2) その後の応急活動 災害の規模に応じて必要な応急活動を実施する。
- 2 防災本部の措置

防災本部は、防災関係機関等が行う応急対策の実施状況等の情報を収集し、津波災害 応急活動の総合調整を行う。

3 防災関係機関の措置 防災関係機関は、防災本部と緊密な連携を図り、必要な津波災害応急活動を実施する とともに、その実施状況について、防災本部へ報告する。

第3 その他の異常な自然現象により生じる災害の応急活動

- 1 特定事業者は、高潮、台風等の異常な自然現象が生じた場合は、緊急点検等を実施する。
- 2 防災関係機関は、情報を収集するほか警戒体制をとるなど必要な措置を講じる。

第7節 関西国際空港地区に係る災害応急活動

防災関係機関等は、関西国際空港地区に係る災害が発生した場合には、空港施設内の不特定多数の利用者等に影響を与えないよう、相互に協力して迅速かつ的確な災害応急活動を実施するものとする。

第1 陸上災害応急活動

危険物施設、高圧ガス施設等において、火事、爆発等の災害が発生した場合の応急活動は、 第5章第4節「陸上災害応急活動」による。

第2 海上災害応急活動

危険物貯蔵施設からの海上流出及び船舶事故等による流出油の漂着等の災害が発生した場合の応急活動は、第5章第5節「海上災害応急活動」による。

第3 自然災害応急活動

地震、津波、その他の異常な自然現象によって生じる災害が発生した場合の応急活動は、 第5章第6節「自然災害応急活動」による。

第4 航空機事故による災害応急活動

航空機事故が発生した場合の災害応急活動は、次のとおりとし、迅速かつ的確に実施する。なお、この計画に定めのない事項は「関西国際空港緊急計画」による。

1 航空事故総合対策本部等の設置

関西空港事務所長は必要に応じ、関西空港事務所内に航空事故総合対策本部を設置し、 事故処理業務全般にわたる防災関係機関の総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策 本部、府防災本部等に対する報告・調整等の業務を行う。

〔防災関係機関〕

関西空港事務所、関西空港海上保安航空基地、府、府警察、地元市町、地元消防機関、地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、関西国際空港株式会社、その他必要と認められる機関

また、知事及び地元市町長は必要に応じ、航空機事故対策本部を設置し、情報収集・ 伝達を行う。

2 現地調整本部の設置

関西国際空港株式会社は必要に応じ、現地調整本部を設置し、消火救難・救急医療活動の調整及び意思決定、現場における防災関係機関相互の連絡・調整、負傷者情報等現場情報の収集及び整理等を行う。

3 応援体制

(1) 協定等による応援体制

関西国際空港株式会社、地元市町をはじめ防災関係機関は、協定等に基づき、迅速

かつ的確な消火救難活動及び医療救護活動を実施する。

- ア 消防活動に関する相互応援協定等
- イ 医療救護に関する協定
- ウ 関西国際空港消火救難協力隊
- (2) 自衛隊の災害派遣要請

関西空港事務所長、知事又は第五管区海上保安本部長は、必要があると認める時は、 自衛隊法第83条の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

4 情報通信連絡及び広報

(1) 情報通信連絡系統

基本経路は図5のとおりとするが、必要に応じ、それぞれ他の防災関係機関に必要について連絡する。また、発見者から通報を受けた機関は、速やかに他の防災関係機関に連絡する。

(2) 災害広報

防災関係機関は、被害状況等について、報道機関を通じ、空港利用者等に対して広報を行う。

5 応急活動

防災関係機関は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、主として次に 掲げる応急活動を実施する。

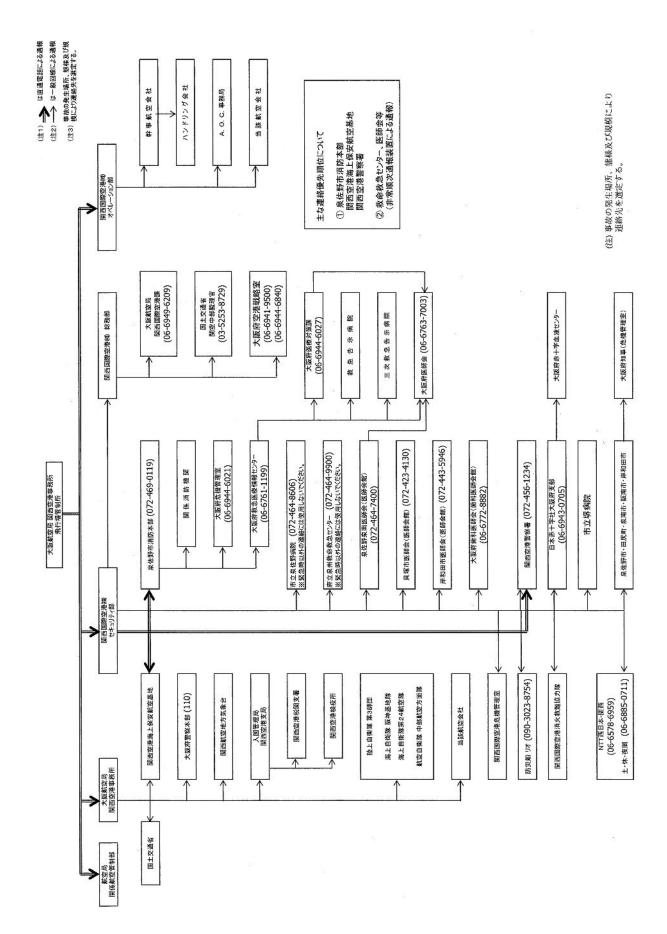
- (1) 関西国際空港株式会社
 - ア 消火・救助・救急活動
 - イ 救護地区の設置及び医療資器材の配置
 - ウ 救護地区及び事故現場周辺等の警備
 - エ 連絡橋及び制限区域内への入場制限
 - オ 負傷者数及び搭乗者の把握
 - カ 遺体仮収容所の設置
 - キ 制限区域内の誘導
 - ク 救助用船の手配
 - ケ 避難誘導
- (2) 関西空港事務所
 - ア 臨時ヘリパット、ヘリ飛行ルートの選定
 - イ 負傷者数及び搭乗者の把握
- (3) 関西空港海上保安航空基地
 - ア 消火・救助活動
 - イ 負傷者の搬送
 - ウ 事故現場付近の警戒警備
 - エ 事故現場周辺海域の交通規制
 - オ 行方不明者の捜索
 - カ 遺体の検視(見分)及び身元確認
 - キ 流出油の防除

(4) 府

防災関係機関との連絡調整

- (5) 府警察
 - ア 救出・救助活動
 - イ 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備
 - ウ 事故現場周辺地域の交通規制
 - エ 遺体の検視(見分)及び身元確認
- (6) 市町
 - ア 救護地区の設置
 - イ 避難勧告・指示・誘導
 - ウ 遺体収容所の設置
- (7) 消防機関 消火・救助・救急活動
- (8) 医療関係機関
 - ア 医療救護班の編成及び派遣
 - イ 医療救護活動
 - ウ 遺体の検案
- (9) 日本赤十字社大阪府支部
 - ア 救護班の派遣
 - イ 医療救護活動
 - ウ 血液の輸送及び供給
 - エ 遺体の洗浄・縫合
- (10) 西日本電信電話株式会社 通信手段の設定
- (11) 関西国際空港消火救難協力隊
 - ア 消火活動の後方支援
 - イ 救護地区の設置及び医療資器材の配置
 - ウ 避難誘導
 - エ 負傷者の搬送
 - オ 通訳の配置
 - カ その他協定に基づく活動

図 5 関西国際空港航空機事故連絡系統図



第8節 災害通信応急活動

防災関係機関等は、災害時における関係機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、 それぞれ通信連絡窓口を定め通信連絡系統を明確にし、非常の際の通信連絡の確保を図るものと する。

第1 通信窓口の指定

防災関係機関及び特定事業者の災害時における通信窓口は、資料5-6のとおりである。

資料5-6 防災関係機関及び特定事業所の通信窓口一覧(資料編)

第2 無線通信設備による通信連絡

防災関係機関等が行う災害に関する情報の収集伝達等に際し、有線電話の途絶のために支障をきたす場合は、無線通信設備を使用して通信の確保を図る。

- 1 府防災行政無線 府が、府庁、府の出先機関、各市町並びに国の出先機関等に設置した無線通信設備
- 2 市町防災行政無線 府内各市町が、市町施設及び関係機関に設置した無線通信設備
- 3 防災相互通信用無線 防災関係機関等が設置した相互に通話が可能な無線通信設備
- 4 警察無線、消防無線 府警察及び消防機関が、それぞれに設置した無線通信設備
- 5 非常通信の利用(大阪地区非常通信協議会) 協議会加盟の他の機関の無線通信設備
- 6 府災害対策車の無線 災害現場での被害状況の情報収集等が可能な府災害対策車の無線通信設備

資料5-7 防災無線システム等(資料編)

第3 通信手段の確保

災害時には、有線通信及び無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者 は必要に応じ的確な通信統制を実施して、その通信が円滑迅速に行われるよう努める。

第9節 災害広報

防災関係機関等は、災害時における各種応急活動の推進、社会的混乱の防止、及び住民不安の 払拭等に果たす広報の重要性を認識し、それぞれ連絡調整のうえ広報活動を積極的に推進するも のとする。

また、防災本部は、報道機関と密接な連携を図り、情報の提供に努めるものとする。

なお、現地本部が設置された場合は、防災本部と調整し現地本部において情報の提供を行う。

第1 実施機関

府、府警察、市町、消防機関、海上保安機関、日本放送協会大阪放送局ほか放送事業者及び 特定事業者

第2 広報事項

主な広報事項は、次のとおりである。

- 1 府
 - (1) 災害情報及び府の防災体制
 - (2) 交通、通信等の障害の状況及び災害復旧の見通し
 - (3) 被災者に対する注意事項
 - (4) その他必要な事項
- 2 府警察
 - (1) 注意警戒心を喚起する災害情報等
 - (2) 被害防止、事故防止、危険物等の保安措置等注意指導又は警告事項
 - (3) 避難措置の指示事項
 - (4) 災害状況、被害状況、死傷者の収容状況
 - (5) 犯罪の予防、流言飛語の防止解消、人心の安定等、秩序維持を図る事項
 - (6) その他警備対策上必要な事項
- 3 市町
 - (1) 災害情報及び市町の防災体制
 - (2) 避難の勧告、指示、避難先、避難経路、その他災害に関する注意事項
 - (3) 災害応急活動の実施状況及び災害復旧の見通し
 - (4) 被災者に対する救護状況
 - (5) その他必要な事項
- 4 消防機関
 - (1) 火気使用の禁止、火災警戒区域の設定等
 - (2) 災害狀況、消防活動狀況
 - (3) 被害防止、事故防止、危険物の保安措置等に関する注意、指導又は警告事項
 - (4) その他必要な事項
- 5 海上保安機関
 - (1) 災害現場周辺の船舶に対する火気使用の禁止、船舶交通の制限又は禁止
 - (2) その他必要な事項

6 日本放送協会大阪放送局ほか放送事業者

災害時又は災害の発生が予想される場合には、必要な施設、機材、要員の確保に努めると ともに、状況に応じ、災害関連番組を編成し、府民に周知徹底する。

- (1) 災害関係の情報、警報、注意報
- (2) 災害関係のニュース及び告知事項
- (3) 災害防ぎょ又は防災対策のための解説、キャンペーン番組
- (4) その他必要な事項

7 特定事業者

特定事業者は、防災関係機関に迅速かつ的確な情報の提供を行うとともに、状況に応じ、 職員等により直接周辺住民等に対する広報活動を実施する。

- (1) 災害発生日時、場所、規模等及び今後の見込み
- (2) 避難の要否
- (3) その他必要な事項

第3 広報手段

防災関係機関等は、適切な広報手段により速やかに広報を行う。

- (1) 同報系通信による地区広報
- (2) 報道機関による広域広報
- (3) 広報車、船艇等による現場広報
- (4) 自主防災組織等による個別広報
- (5) 避難所、避難地における派遣広報
- (6) 広報紙の掲示、配布等による広報
- (7) 緊急速報メール
- (8) その他の方法

第10節 避難誘導

防災関係機関等は、特別防災区域における災害が住民等に及ぶおそれが生じた場合、また、地震による津波の発生が予想される場合、身体の安全を確保するため、相互に連携を保ちつつ、迅速な避難誘導を実施するものとする。

第1 避難誘導

1 実施機関

市町、府警察、海上保安機関、港湾管理者、自衛隊

- 2 避難の基準
 - (1) 火災の放射熱が人体の安全限界を超えた場合、又は超えると予想される場合
 - (2) 毒性ガスの漏洩拡散により危険が生じた場合、又は生じると予想される場合
 - (3) 可燃性ガスの漏洩拡散及び機器等の異常圧力上昇等により爆発危険が生じた場合、又は生じると予想される場合
 - (4) 石油等が防油堤外に大量に流出し、人体に危険を及ぼす場合、又は及ぼすと予想される場合
 - (5) 津波予報が発表されたとき
 - (6) 特別防災区域において震度4以上が観測された場合、または長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、海面監視等により浸水が発生すると判断したとき
 - (7) その他実施機関の長が必要と認めた場合
- 3 実施内容
 - (1) 市町の措置
 - ア 避難の勧告、指示
 - (ア)避難の勧告及び指示の区分

避難勧告は、住民等に被害が及ぶおそれのある場合に行い、避難指示は、住民等に被害の及ぶことが確定的となった場合に行う。

- (イ) 避難の勧告又は指示の内容
 - · 避難対象地域
 - ・避難先(名称及び所在地)
 - 避難経路
 - 避難理由
 - ・避難時の注意事項 (火災盗難の予防、携行品、服装等)
- (ウ) 避難の勧告又は指示の伝達方法
 - 口頭伝達
 - 防災行政無線による広報
 - ・広報車、船艇等による伝達
 - ・報道機関を通じての伝達
 - ・緊急速報メール

イ 避難の誘導

(ア) 住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行い、災害時要援護者の確認と誘導に配慮する。

- (イ) 誘導経路については、その安全性を確認し、危険箇所には表示、なわ張りをするほか、要所に誘導員を配置し事故防止に努めるとともに、特に夜間の場合は、照明を確保して誘導の安全を期する。
- ウ 避難地・避難所の指定

避難地及び避難所は、避難者を収容するに足る安全なものであって、かつ避難に便利な位置にある公園・広場等を避難地とし、建物を避難所としてあらかじめ指定しておく。

資料 5-8 避難地·避難所一覧(資料編)

エ 避難所の開設

避難所は、地元警察署等と十分連絡をとりながら開設する。

オ 防災本部への報告

市町長は、避難所を開設した場合には、直ちに避難所開設の状況を防災本部に報告する。

なお、閉鎖した場合も同様とする。

- (ア) 避難所の開設の日時及び場所
- (イ) 箇所数及びその収容人員
- (ウ) 開設期間の見込み
- (エ) その他参考事項
- カ 避難者の安全確保

避難者に対しては、給水、食糧の供給、医療の措置を行い、その安全を確保する。

キ 避難勧告、指示の解除

避難の必要がなくなったと認めるときは、避難勧告及び指示の解除を行うとともに速 やかにその旨を広報する。

- (2) 府警察の措置
 - ア 警察官は、市町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、 又は市町長から要求があったときは、住民等に対して避難のための立ち退きを指示する。 なお、災害の状況により、特に急を要する場合には、警察官は危害を受けるおそれの ある者に対し、避難の措置をとる。
 - イ 警察署長は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第42条の11の規定に基づき、海上保安機関の長若しくはその委任を受けてその権限を行う海上保安官及び消防機関の長若しくはその委任を受けてその権限を行う消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は海上保安機関の長若しくは消防機関の長の要請があったとき、代わって船舶の退去等の指示を行う。
- (3) 海上保安機関の措置

海上保安官は、市町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、 又は市町長から要求があったときは、住民等並びに付近船舶の乗員に対する避難のための 立ち退きを指示する。

(4) 港湾管理者の措置

港湾管理者は、船舶に対する避難等の指示の伝達を行う。

(5) 自衛隊の措置

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警

察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置をとる。

第2 警戒区域の設定

防災関係機関は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、特別防災区域及 びその周辺における公共の安全と人心の安全を図るため、警戒区域を設定するものとする。

1 実施機関

市町、消防機関、府警察、海上保安機関

2 実施内容

(1) 市町の措置

市町長若しくはその委任を受けて市町長の警戒区域設定の職権を行う市町の吏員は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、自ら又は警察官若しくは海上保安官に要求して警戒区域を設定する。

(2) 消防機関の措置

ア 消防長若しくは消防署長は、ガス又は危険物等の事故が発生した場合において、事故 により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ火災が発生すれば人命又は財産に 著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、自ら又は警察署長に要求して火 災警戒区域を設定する。

イ 消防吏員又は消防団員は、火災現場において、自ら又は、警察官に要求して消防警戒 区域を設定する。

(3) 府警察の措置

ア 警察官は、市町長若しくはその委任を受けて市町長の警戒区域設定の職権を行う市町 の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定 する。

- イ 警察署長は、市町長、消防長、消防署長又はこれらの者から委任を受けて火災警戒区域設定の職権を行う消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は町長、消防長若しくは消防署長から要求があったときは、火災警戒区域を設定する。
- ウ 警察官は、消防吏員若しくは消防団員が火災現場にいないとき、又は消防吏員若しく は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定する。
- エ 警察署長は、海上保安機関の長若しくはその委任を受けた海上保安官及び消防機関の 長若しくはその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は海上 保安機関の長若しくは消防機関の長の要請があったときは、代わって船舶の進入禁止等 を指示する。

(4) 海上保安機関の措置

ア 一定の海域について、警戒区域を設定し、船舶交通の制限又は禁止措置及び火気使用 禁止の指導等を行う。

- イ 海上保安官は、市町長若しくはその委任を受けて市町長の警戒区域設定の職権を行う 市町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を 設定する。
- ウ 陸上の貯蔵施設等からの流出により、その周辺海域において火災発生のおそれがある場合又は火災が発生した場合、船舶交通の制限又は禁止措置を行うため、警戒区域を設定する。

第11節 救助 救急活動

防災関係機関等は、災害時において負傷者など要救助者が発生した場合、緊密な連携のもとに、 救出、救助及び救急の活動を行うものとする。

特に、海上空港という特殊性を有する関西国際空港地区においては、陸上災害等により空港施設利用者等多数の要救助者が発生し、特定事業所のみでは対応できない場合には、防災本部は、特定事業者の要請により、迅速に防災関係機関へ救出の要請を行うものとする。

1 実施機関

災害発生事業所、災害発生船舶、消防機関、府警察、府、海上保安機関、港湾管理者、自 衛隊

2 実施内容

- (1) 災害発生事業所及び災害発生船舶
 - ア 負傷者など要救助者を確認し、救出するとともに安全な場所に収容する。
 - イ 消防機関、府警察、海上保安機関及び自衛隊が到着した後は、消防機関等と連携して、 救出及び応急処置等を行う。
- (2) 消防機関の措置
 - ア 負傷者など要救助者を確認し、救出、救助及び搬送を行う。
 - イ 救出、救助において必要な場合は、府警察、海上保安機関及び自衛隊と連携して行う。
 - ウ 救出、救助に必要な車両、特殊資機材等の調達を要するときは、関係機関等に応援を 要請する。
- (3) 府警察の措置
 - ア 負傷者など要救助者を確認し、救出、救助を行う。
 - イ 消防機関、海上保安機関及び自衛隊と連携して、要救助者及び負傷者の救出、救助を 行う。
 - ウ 救出、救助を迅速かつ円滑に行うため、交通規制等必要な措置をとる。
- (4) 港湾管理者及び応援消防機関の措置 消防機関、府警察、海上保安機関及び自衛隊が行う救出、救助及び搬送に協力する。
- (5) 府の措置

府救急医療情報センターの情報網を活用し、救急医療に関する情報の提供を行い、医療 救護活動の円滑化を図る。

- (6) 海上保安機関の措置
 - ア 要救助者及び負傷者を確認し、救出、救助及び搬送を行う。
 - イ 救出、救助を迅速かつ円滑に行うため、航行制限等必要な措置をとる。
 - ウ 救出、救助に必要な特殊資機材等の調達を必要とするときは、関係機関等に応援を要請 する。
- (7) 自衛隊の措置

負傷者など要救助者の救出、救助及び搬送を行う。

第12節 医療救護活動

府、市町及び医療関係機関は、災害の状況に応じ、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な 医療救護活動を実施するものとする。

第1 医療情報の収集・提供活動

1 市町

地区医師会等の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また、市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

2 府

市町からの報告、大阪府広域災害・救急医療情報システム及び大阪府防災行政無線等を用いて被害状況、活動状況、被災地ニーズ、患者受け入れ情報を一元的に把握し、速やかに市町など関係機関及び府民に提供する。また、必要に応じてライフライン事業者等に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧に係る対策等を要請する。

第2 現地医療対策

- 1 現地医療の確保
 - (1) 医療救護班の編成・派遣

府、市町及び医療関係機関は、災害の状況に応じ速やかに医療救護班を編成し、府あるいは被災市町の定める参集場所に派遣する。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

ア市町

災害発生後、直ちに医療救護班を派遣し医療救護活動を実施する。

市町単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、府及び日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

イ府

市町から要請があったとき、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を派遣し医療 救護活動を実施するとともに、医療関係機関に協力を要請する。また、必要に応じて、 国及び他府県に対しても医療救護班の応援派遣の要請を行うとともに、受け入れ窓口を 設置し調整を行う。

ウ 災害拠点病院等

次の医療関係機関は府の要請、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を派遣して 医療救護活動を実施する。

(医療関係機関)

災害拠点病院、特定診療災害医療センター、市町村災害医療センター、 近畿地方医務局、日本赤十字社大阪府支部、大阪府医師会、大阪府歯科医師会、 大阪府薬剤師会、歯科系大学

(2) 医療救護班の搬送

ア 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

イ 府及び市町

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、府及び市町が搬送手段を確保し、搬送を 行う。

(3) 救護所の設置・運営

ア 市町等は、応急救護所を設置・運営するとともに、避難所その他適当な場所に医療救 護所を設置し運営する。

イ 医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定する。

- ウ 第五管区海上保安本部は、可能な範囲で医師や看護師に対し、ヘリコプター搭載型巡 視船等に設けられた医務室を提供するほか、宿泊等の便宜を図る。
- (4) 医療救護班の受け入れ・調整

ア 市町

医療救護班の受け入れ窓口を設置し、府(保健所)の支援・協力のもと救護所への配 置調整を行う。

イ府

医療救護班を受け入れ、被災市町への派遣調整を行う。

- 2 現地医療活動
 - (1) 救護所における現地医療活動
 - ア 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に災害拠点病院から派遣される緊急医療班等が、応急救護所で応急処置 やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

府、市町、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で 軽症患者の医療や被災者等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療(必要に応じて小児科・精神科・歯科 診療等)を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

- (2) 医療救護班の業務
 - ア 患者に対する応急処置
 - イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
 - ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
 - 工 助産救護
 - オ 被災者等の健康管理
 - カ 死亡の確認
 - キ その他状況に応じた処置
- (3) 被災地域内医療設備の支援

府は所有するヘリカルCT車、レントゲン車(「はと号」)等を派遣し、被災地域内の診診療活動を支援する。

第3 後方医療対策

1 後方医療の確保

府は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、医療関係機関と協力して、大阪府救急医療情報センターを拠点とし、被災を免れた府下全域の災害医療機関で患者の受け入れ病床を確保する。さらに必要に応じて、他府県等にも患者の受け入れ病床の確保を要請する。

また、府は確保した受け入れ病床の情報を速やかに市町等に提供する。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受け入れ治療を行う。

(1) 受け入れ病院の選定と搬送

市町等は、救急医療情報システム等で提供される患者受け入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として市町が所有する救急車で実施する。 救急車が確保できない場合は、府及び市町村が搬送車両を確保する。

イ ヘリコプター搬送

府は、市町から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、ヘリコプターを保有する関係機関に要請するほか、消防庁長官に対し、他府県の広域航空消防応援を要請する。

ウ 海上搬送

府は、所有する船舶あるいは必要に応じて第五管区海上保安本部等に要請し、海上搬送を行う船舶を確保する。

- 3 災害医療機関の役割
 - (1) 災害拠点病院
 - ア 基幹災害医療センター

基幹災害医療センターは下記の地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送 に係る地域災害医療センター間の調整を行う。

イ 地域災害医療センター

地域災害医療センターは次の活動を行う。

- (ア) 2 4 時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する救急患者の受け入れと高度医療の提供
- (イ) 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- (ウ) 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援
- (2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として、主に次の活動を行う。 ア 疾病患者の受け入れと高度な専門医療の提供

- イ 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- ウ 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- エ 疾病に関する情報の収集及び提供
- (3) 市町村災害医療センター

市町村災害医療センターは、次の活動を行う。

- ア 市町村の医療拠点としての患者の受け入れ
- イ 災害拠点病院等と連携した患者受け入れに係る地域の医療機関間の調整
- (4) 災害医療協力病院

災害医療協力病院は災害拠点病院及び市町村災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

第4 医薬品等の確保・供給活動

府、市町及び日本赤十字社大阪府支部は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、 医薬品、医療用資器材及び輸血用血液の確保及び供給活動を実施する。

1 市町

地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、 医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の 要請を行う。

2 府

市町から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品等の応援要請を行うとともに、受け入れ窓口を設置し調整を行う。

3 日本赤十字社大阪府支部

日本赤十字社大阪府支部は、被害のない地域に採血班を出動させるとともに、府県支部に応援を要請し、輸血用血液の調達、供給活動を実施する。

第5 個別疾病対策

府及び市町村は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

資料5-9 災害医療機関一覧(資料編)

第13節 交通規制 聚急輸送活動

防災関係機関は、災害が発生した場合に、応急活動の円滑な推進と交通の安全の確保を図るため、災害状況に応じ必要な交通又は航行規制を行うとともに、応急活動を実施するため必要な人員、救助物資、防災資機材又は救出資機材の緊急輸送の確保を図るものとする。

第1 交通規制

1 実施機関

府公安委員会、府警察、道路管理者、海上保安機関、消防機関、自衛隊

- 2 実施内容
 - (1) 府公安委員会、府警察の措置
 - ア 災害の規模・態様、道路の状況等に応じて、道路における危険を防止するため、必要な限度において、車両の通行禁止等の規制を行う。
 - イ 応急対策が的確かつ円滑に行われるため、緊急の必要が認められるときは、緊急通行 車両の優先通行等、緊急交通路確保のため、必要な交通規制を行う。
 - ウ 応急対策が的確かつ円滑に行われ、道路における危険を防止するため必要な広域交通 規制を行う。
 - エ 道路管理者と道路、交通状況に関する情報を相互に交換する。
 - オ 警察署長は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第42条の11の規定に基づき、海上保安機関の長若しくはその委任を受けた海上保安官及び消防機関の長若しくはその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は海上保安機関の長若しくは消防機関の長の要請があったときは、代わって船舶の航行規制を行う。
 - (2) 道路管理者の措置

道路施設の破損等の事由により、交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要があるときには、府警察と協議し、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限する。

- (3) 海上保安機関の措置
 - 海上での船舶の安全運航を図るため、船舶航行の制限等、海上交通を規制する。
- (4) 緊急交通路の確保

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急活動の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じる。

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急通行車両の通行のため、同様の措置を講じる。

第2 緊急輸送活動

1 実施機関

市町、府、府公安委員会、府警察、海上保安機関、港湾管理者、近畿運輸局、自衛隊

- 2 実施内容
 - (1) 市町の措置

ア 車両及び運転者を確保し、災害の状況に応じて配備する。

イ 車両等の調達が困難な場合は、次の事項を明示して、府に調達のあっせんを要請する。

- (ア) 輸送区間及び借上げ期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数
- (エ) 集結場所及び日時
- (オ) その他必要事項
- (2) 府の措置

市町から要請を受けたときは、車両の調達、あっせんを行うとともに、必要があるときは、輸送関係機関及び自衛隊に緊急輸送の確保について協力を要請する。

(3) 府公安委員会、府警察の措置

ア 緊急交通路の確保のための交通規制を行う。

イ 緊急防災用資機材搬送車両の誘導を行う。

(4) 海上保安機関の措置

巡視船艇及び航空機を動員し、災害の状況に応じて配備する。

(5) 港湾管理者の措置

緊急輸送を応援する。

(6) 近畿運輸局の措置

運送事業者及び船舶事業者に対する協力要請を行う。

(7) 自衛隊の措置

自衛隊は、府知事より要請があった場合において、緊急輸送を行う。

3 緊急通行車両の確認等

緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限が行われた場合、緊急通行車両の確認は、府(危機管理室)又は府公安委員会(府警察・警察署)において行い、標章及び証明書を交付する。

なお、府公安委員会は、大規模災害発生直後における迅速・的確な災害応急活動等に資するため、あらかじめ緊急通行車両として使用する車両の事前届出を行い、災害時において確認手続きの簡素化・迅速化を図る。

《事前届出の要領及び確認手続き》

資料5-10 緊急通行車両の届出書等及び標章(資料編)

第14節 自衛隊の災害派遣

知事は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、府民の生命、身体及び財産 を保護するため必要と認めた場合は、自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

第1 知事の派遣要請

- 1 知事は、市町長をはじめ防災関係機関の長から派遣要請の要求があり、必要と認めた場合、 又は自らの判断で派遣の必要を認めた場合には、陸上自衛隊第三師団長に対し、自衛隊の災 害派遣を要請する。要請は、原則として文書により行うが、文書によるいとまのないときは、 電話又は口頭により行い、事後、速やかに文書を提出する。
- 2 市町長をはじめ防災関係機関の長が知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話又は口頭をもって依頼する。 なお、事後速やかに知事に文書を提出する。
- 3 市町長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊 に災害の状況を通知する。

なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

第2 要請を待ついとまがない場合の災害派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、 自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- 1 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う 必要があると認められる場合
- 2 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合 に、市町長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法 により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関 することであると認められる場合
- 4 その他災害に際し、上記1から3に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとま がないと認められる場合

第3 派遣部隊の受け入れ

- 1 派遣部隊の誘導
 - (1) 府は、自衛隊に災害派遣を要請した場合は、府警察及び災害派遣を要求した市町はじめ、 防災関係機関に、その旨連絡する。
 - (2) 府警察は、自衛隊の災害派遣に伴う誘導の要請があった場合は、被災地等へ誘導する。
- 2 受け入れ体制
 - (1) 連絡所の設置

府は、自衛隊から連絡調整のために派遣された連絡員のための連絡所を設置する。

- (2) 現地連絡担当者の指名 府は、派遣部隊との現地での連絡調整のため、現地連絡担当者を指名する。
- (3) 資機材等の整備

自衛隊の災害派遣を受けた防災関係機関は、作業の実施に必要な資機材を準備するほか、 必要な設備の使用等に配慮する。

(4) その他

府及び市町は、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第4 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難の命令等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」(平成8年1月17日)により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

7 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するもの を使用するものとする。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去の措置を実施する。

12 その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。

第5 撤収要請

知事は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。

第 1 5 節 災害時における防災関係機関等以外の 地方公共団体等に対する応援要請

防災関係機関等は、災害が大規模化又は長期化するおそれがある場合においては、防災本部の構成員以外の地方公共団体等に、必要な人員及び消火薬剤、建設資機材等の特殊な資機材等の応援を要請するものとする。

応援を要請する防災関係機関等は、特殊な資機材等について、あらかじめ保有状況、応援活動可能状況及び連絡方法等について調査しておくとともに、応援活動が円滑に行われるよう、応援協定の締結などの措置をとるものとする。

第6章 公共施設の災害復旧

公共施設の管理者は、特別防災区域における公共施設が被災した場合、災害の拡大を防止するため、必要な災害応急措置をとるとともに、災害復旧に当たっては、単に原形復旧にとどまらず、被害の再発生を防止するために必要な施設の改良などを積極的に行い、関連事業とも調整を図りながら災害復旧の効果が十分発揮できるよう考慮するものとする。

1 道路等

府及び市町は、所管に係る道路、橋梁等で特別防災区域に係る災害復旧及び産業活動等に重大な影響を及ぼす路線については、速やかに復旧工事を施工し、道路機能の早期回復を図るとともに本工事の実施を推進する。

2 港湾施設

近畿地方整備局、大阪海上保安監部、府及び大阪市は、所管に係る港湾施設が被災しその機能を失った場合は、速やかに応急復旧を図るとともに本工事の実施を推進する。

3 通信施設

西日本電信電話株式会社は、通信途絶の解消及び重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気 通信設備の被害状況並びにそれらの重要度を勘案のうえ応急復旧を行うとともに本工事の実施を 推進する。

4 航空施設

関西国際空港株式会社は、滑走路、エプロンその他の空港土木基本施設が被害を受けた場合は、 当該施設の早期復旧に努め、緊急輸送の確保、航空交通の早期再開を図る。

なお、航空保安施設の被害については、管理者が直ちに復旧工事を実施する。

5 その他の公共施設

府民生活及び産業活動に重大な影響を及ぼすその他の公共施設についても災害復旧の実施責任 者は総力をあげて復旧に当たる。

第 7 章 東南海・南海地震に係る地震防災対策の 推進に関する措置

第1節総則

第1目的

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第6条第1項の規定により、東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域内にある特別防災区域について、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、東南海・南海地震に関し地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震・津波防災体制の推進を図ることを目的とする。

また、特別防災区域内にある特定事業所以外の事業所(以下、「その他事業所」という。)においても事業所の態様に応じ、東南海・南海地震防災対策計画及び津波避難計画を作成するなど地震・ 津波防災体制の推進を図るものとする。

さらに、この措置に定めのない事項は、災害の状況に応じ、大阪府地域防災計画及び関係市町地域防災計画、防災業務計画等の関連事項を準用するなど、緊密な連携のもとに円滑な運用を図るものとする。

第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

特別防災区域に係る地震・津波防災に関し、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1章総則 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に掲げる事務又は業務とする。

第2節組 織

大阪府石油コンビナート等防災本部は、大阪府地域防災計画に定める災害対策本部等と連携を密にして、防災体制の確立を図るものとする。

また、災害の状況等により、「第5章 災害応急活動 第1節 防災体制 第2 現地本部」に定める現地本部を設置するものとし、所在する市町が設置する災害対策本部と緊密な連絡、調整を行うものとする。

第3節 地震・津波防災上必要な予防対策

東南海・南海地震に備え、防災関係機関等は、防災組織及び応急活動体制の整備を図るものとする。

第1 特定事業所等の措置

防災組織及び応急活動体制について、地震・津波発生時に迅速かつ適切に機能するよう東南海・ 南海地震防災対策計画及び津波避難計画等を定め、これに基づき防災体制の整備に努めるものとす る。

- 1 地震・津波防災応急対策を推進するための組織に関すること
- 2 地震・津波防災応急対策の実施状況等の把握に関すること
- 3 防災要員等の非常参集及び配備体制の確立に関すること
- 4 防災施設、資機材等の点検整備に関すること
- 5 防災資機材等の緊急配置、出動準備に関すること
- 6 危険物施設等の緊急予防措置に関すること
- 7 従業員等の避難誘導に関すること
- 8 従業員の保安教育、防災訓練の実施に関すること
- 9 その他地震・津波による災害の発生の未然防止及び拡大防止措置に関すること

第2 防災関係機関の措置

防災関係機関は、相互に連携し、関係法令等に基づき、予防対策の徹底、応急活動体制の充実、 強化等について特定事業所等を指導、監督する。

また、地震・津波発生時には、防災体制が分散化することが予想されるので、相互の情報連絡体制の強化、迅速な通報体制及び避難誘導方法等の確立に努める。

防災関係機関は、大規模な災害等へ対処するために、広域応援等を要請した場合の受入体制の確保に努める。

第3 防災教育及び訓練に関する事項

防災関係機関等は、各機関の所掌事務に応じて、職員等に地震・津波防災に関する教育を実施するものとする。

- 1 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 地震・津波が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 職員等が果たすべき役割に関する知識
- 5 地震・津波防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 今後地震・津波対策として取り組む必要のある課題に関する知識
- 7 東南海・南海地震に関する新たな知見等に関する知識

防災関係機関等は、相互に連携し、計画的に単独又は共同で各種の訓練を組み合わせて実施する ものとする。

防災訓練の種別及び内容については、「第4章災害予防対策 第6節防災教育及び防災訓練の実施第2 防災訓練」に定めるものによる。

なお、東南海・南海地震を想定した防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難の ための災害対策を中心とする。

また、訓練結果を評価し、必要に応じて、防災組織体制及び応急活動内容時の見直し、強化に努めるものとする。

第4 啓発及び広報に関する事項

地方公共団体は、過去に発生した東南海・南海地震による被害の状況、地震・津波により予想される被害、東南海・南海地震に係る防災知識の普及、啓発に努めるとともに、地震・津波が発生したときに、関係者が的確に応急活動を行えるよう広報を行うものとする。

- 1 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 地震・津波が発生した場合に、出火、漏洩等の災害発生の防止、近隣の事業所と協力して行う 救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 4 正確な情報入手に関する知識
- 5 防災関係機関等が講じる地震防災応急対策等の内容
- 6 各特別防災区域における津波による浸水予測に関する知識
- 7 各特別防災区域に係る災害からの避難地及び避難路に関する知識
- 8 特別防災区域内における特定事業所等が行う避難協力等に関する支援

第4節 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設 等に関する事項

防災関係機関等は、次の施設等について、東南海・南海地震に係る地震・津波防災対策上緊急に必要な施設を整備し、地震・津波による被害の軽減を図るものとする。

- 1 避難地 (津波警報発令時における一時避難所を含む)
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 緊急輸送を確保するため必要な道路等
- 5 通信施設(情報入手、緊急通報、通信連絡手段等の多重化等を含む)
- 6 海岸保全施設又は河川管理施設
- 7 緩衝地帯
- 8 1から7に掲げるもののほか、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置 法施行令(平成15年政令第324号)第1条に定めるもの

第5節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に 関する事項

第1 津波からの防護のための施設の整備等

港湾及び護岸の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門、防潮鉄扉等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じるものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

特定事業所等は、津波による被害を防止・軽減するために、必要な防護のための施設等の整備を 図るものとする。

第2 津波に関する情報の伝達等

防災関係機関等は、「第5章 災害応急活動 第3節 気象予警報等」の定めにより、確実に情報を伝達するものとする。

第3 津波からの円滑な避難の確保

東南海・南海地震等に伴う地震津波による浸水の予測がされている各特別防災区域における人的被害の軽減を図るため、平成24年3月に作成した「大阪府石油コンビナート等特別防災区域 津波避難計画」を基本方針として、各地区内の特定事業所等は東南海・南海地震防災対策計画及び津波避難計画を作成し、あらかじめ従業員等の避難場所を定めるとともに、津波発生時には作成した当該計画に従って迅速に避難するものとする。

第6節 地震・津波発生時の応急対策

第1 特定事業所等の措置

1 応急活動

特定事業所等は、地震・津波発生時に生じる可能性のある火災、流出、爆発、漏洩等の災害の発生を防止するため、東南海・南海地震防災対策計画及び津波避難計画等の定めるところにより、危険物施設等の緊急停止及び点検、充填作業、移し変え作業等の停止、その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置等を行うものとし、災害が発生した場合には、「第5章災害応急活動 第6節 自然応急活動」の定めにより、必要な災害応急活動を行うものとする。

津波による災害が予想される場合には、津波が来襲するまでの時間を考慮した危険物施設等への浸水防止、流木等による危険物施設等への影響の回避等、必要な措置を講じるものとする。

また、大型タンカー等船舶による危険物等の荷役作業中の場合は、直ちに中止し、港外への避難、繋留索の点検等、災害の発生を防止するための措置を講じるものとする。

2 広報活動

特定事業所等は、「第5章 災害応急活動 第9節 災害広報」の定めにより、災害の状況に 応じ、職員等により直接周辺住民等に対する広報活動を行うものとする。

3 避難誘導

特定事業所等は、東南海・南海地震防災対策計画及び津波避難計画等の定めるところにより、 従業員等を安全に避難場所に誘導するものとする。

ただし、津波警報発令時において、特定事業所等は前項の避難誘導及び東南海・南海地震防災対策計画及び津波避難計画等に定める緊急措置を優先して実施するものとし、他の措置については可能な範囲で行うものとする。

第2 防災関係機関の措置

1 応急活動

防災関係機関は、地震・津波による災害が発生した場合は、相互に連携し、それぞれの所掌事 務により、「第5章 災害応急活動」に示す各活動を行うものとする。

2 広報活動

防災関係機関は、災害時の各種応急活動の実施状況等、社会的混乱の防止、及び住民不安の払 拭等のために、「第5章 災害応急活動 第9節 災害広報」の定めにより、それぞれ連携の上、 広報活動を行うものとする。

3 避難誘導

防災関係機関は、「第5章 災害応急活動 第10節 避難誘導」の定めにより、相互に連携 を保ちつつ、迅速な避難誘導を行うものとする。

付編東海地震の警戒宣言に伴う対応

第1節総則

第1目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

大阪府は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講じることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第2 基本方針

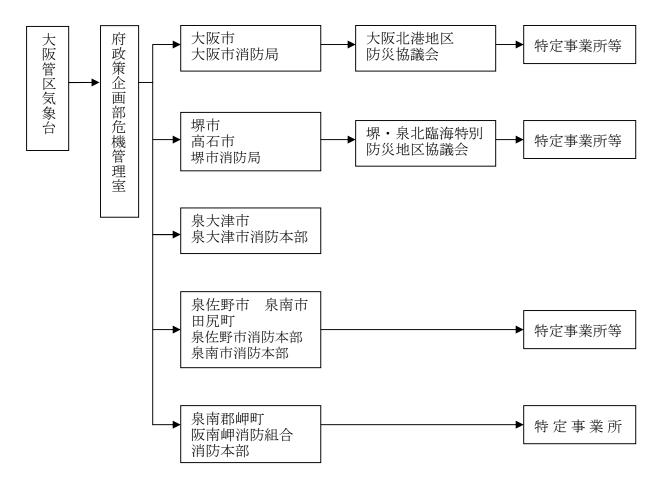
- 1 大阪府は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言発令中においても、都市機能は平常どおり確保する。
- 2 原則として警戒宣言が発令されたときから地震の発生、又は警戒宣言解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発せられたときから警戒宣言が発令されるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 3 東海地震は、東南海・南海地震を誘発するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- 4 災害予防対策及び応急活動は、本計画による。

第2節 東海地震注意情報発令時の措置

防災関係機関等は、東海地震注意情報が発せられたときは、警戒宣言の発令に備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

第1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

第2 警戒態勢の準備

防災関係機関等は、職員の待機、非常配備など対策(警戒)本部の設置を準備するとともに、 東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準 備を行う。

消防機関においては、非常警備を発令して警戒体制を整え、消防本部(局)に地震警戒警防本部を設置する。

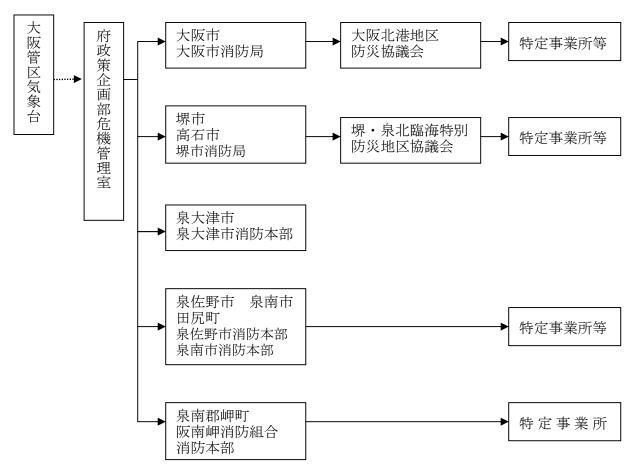
第3節 警戒宣言発令時の対応措置

防災関係機関等は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。

第1 東海地震予知情報等の伝達

府及び市町は、警戒宣言が発令され、東海地震予知情報が発表されたときは、迅速に事業所 等に伝達する。

1 伝達系統



点線部:東海地震予知情報のみ

2 伝達事項

- (1) 東海地震予知情報
- (2) 警戒宣言
- (3) 警戒解除宣言
- (4) その他必要と認める事項

第2 警戒態勢の確立

警戒宣言が発令されたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における防災関係機関等の活動体制及び各機関共通の活動事項は次のとおりとする。

ただし、東海地震は、東南海・南海地震を誘発するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒熊勢を継続するものとする。

1 各防災関係機関の活動体制

(1) 府

防災本部は、大阪府地域防災計画に基づき設置される「大阪府災害警戒本部」と連携を 密にして活動体制の確立を図るものとする。

(2) 市町の措置

市町は、震度予想や地域の実情に応じて、府に準じて設置される組織と連携を密にして 活動体制の確立を図るものとする。

(3) その他の防災関係機関の措置

その他の防災関係機関は、それぞれ防災業務計画等の定めるところにより、地震防災応 急活動に関する組織を設置し、活動体制の確立を図るものとする。

(4) 特定事業所等の措置

特定事業所等は、それぞれ防災規程等に定めるところにより、地震防災応急活動に関する組織を設置し、活動体制の確立を図るものとする。

危険物施設等は所要の耐震性が確保されているが、特定事業所等においては、地震による設備機器等の損傷、転倒落下等により、危険物等が漏洩流出あるいは出火するおそれがあるので、警戒宣言が発令されたときは、必要な措置をとるものとする。

2 各機関共通の一般的な活動事項

(1) 職員への情報伝達

警戒宣言が発令されたときは、迅速・的確に情報を周知する。

(2) 応急対策事項の確認等

実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備を行う。

(3) 職員・所管施設の安全措置

職場内の点検を行い、書棚・ロッカー等の転倒防止、出火危険箇所の安全措置、その他 職員の安全確保のための措置をとる。

(4) その他

自家用発電機・消防用設備・無線設備等の非常電源の点検を行い、作動確認を行う。

第3 海上警備・交通対策

警戒宣言が発令されたとき、海上保安機関は、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止・犯罪の予防等の警備活動を実施するものとする。

1 警備活動

- (1) 危険物施設等が立地する周辺海域を警戒する。
- (2) 在港船舶に対し警戒宣言、津波のおそれについて周知する。
- (3) 海上における犯罪の予防と取締りを行う。

2 交通対策

- (1) 船舶に対し警戒宣言及び大規模地震関連情報等を伝達する。
- (2) 危険物積載タンカー等の危険物積載船舶はできる限り港外に避泊するよう指導する。
- (3) 漁船等の緊急避難準備を指導する。
- (4) 航路の安全を確保するため、木材の流出防止措置を指導する。
- (5) 強化地域への航行は取り止めるよう広報する。